

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（視察報告調査資料）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43650

原水禁作或資料(軍用地、実態)

手紙
米
米
米

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記 (赤色)
秘

第 646 号

昭和 46 年 10 月 21 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代
仲野 謙
高瀬 代
仲野 謙
高瀬 代
仲野 謙

10/26
10/26
10/26

- 要処理
- 首席事務官
- 総務
- 調査
- 航空
- 協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 庶務

46.10.22

(件名)
軍用地の実態(原水禁資料)(送付)

引用公・電信
日付・番号

琉球新報は9月29日朝刊から、沖縄タイムスは10月1日から「沖縄の軍用地」及び「沖縄の基地」と題して連載中のところ、原水協東事務局長 刊入手

付録添付 付録空便(行) 付録空便(DP) 付録船便(貨) 付録船便(郵)
本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

GA-3-1

2831 在外公館

2

した標記資料一部別添送付する。

GA-4

外務省

李 延 平
李 延 平
李 延 平
李 延 平
李 延 平
李 延 平
李 延 平
李 延 平
李 延 平
李 延 平

〇
 〇
 〇
 〇
 〇

原

水
子

34

外務省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話 霞が関 (580) 3311 番

郵便番号 100

一九七二年十月

図説資料

復帰しても土地は継続軍事使用
基地の本土並み返還とは何か！

沖縄の
軍用地の実態



原水爆禁止沖縄県協議会

市町村別軍用地状況

原水協調べ 1971年7月1日現在

市町村名	陸地面積(坪)	軍用地面積(坪)	比率%
国頭村	57,866,216	348,769.63	0.6
東村	22,789,348	175,529.00	0.77
名護市	69,432,825	6,884,570.59	10.
宜野座村	8,497,890	5,103,768.69	60.
本部町	11,885,400	171,187	1.4
恩納村	13,764,610	7,416,183	53.9
読谷村	9,540,352	7,618,693.69	80.
金武村	11,476,452	7,466,770.02	65.06
石川市	5,765,769	847,717.59	14.7
具志川市	8,090,605	1,447,848	17.89
美里村	6,331,842.32	1,812,280.17	28.62
嘉手納村	4,459,272.50	3,902,641.02	88.
北谷村	4,171,475	2,701,234	64.75
コザ市	6,810,928.25	4,892,662.76	72.
勝連村	3,311,256	631,555	19.07
与那城村	4,062,298.52	47,227	1.1
北中城村	3,101,803	967,313	31.1
宜野湾市	5,590,200	2,227,114	39.84
浦添市	5,593,225	922,511.22	16.49
中城村	4,606,210	93,368	2.03
西原村	4,131,533	14,890	0.36

資料の発行にあたって

沖縄の七二年返還を前にして沖縄の軍用地取扱いや、基地問題が大きな焦点となつてきています。
 しかし、返還協定による基地リストを一見しても、その協なるものがいかに架空なものであり、県民の要求を無視したものであるかが明らかであります。
 一方、日米両政府による基地縮小論をたてにした軍用地の解放宣伝等はまさに県民を愚弄するものであるといえます。
 そこで長年各方面から要求されながら、その実現をみるに至らなかった沖縄における市町村別軍用地資料をまとめることにしました。
 その実情を正しくふまえ、軍事基地を完全に撤去させ、地域開発による平和沖縄を建設していくための一助にでも役立つことを期待し、各市町村の御協力を得て返還を前にひかえた軍用地の実情資料を発行することになりました。

一九七一年十月

原水爆禁止沖縄県協議会
 発行責任者 東 清 良

市町村名	陸地面積(坪)	軍用地面積(坪)	比率%
与那原町	1,479,255	14,876.08	1.01
大里村	3,672,727	13,342.	0.36
東風平村	4,077,808	70,961	1.74
南風原村	3,518,550	22,902	0.65
佐敷村	3,297,250	92,983	2.82
知念村	2,619,952	93,283	3.56
玉城村	5,042,675	553,738	11.08
具志頭村	3,374,527	343,883	10.19
糸満町	12,651,492	150,900	1.19
豊見城村	5,500,000	82,423	1.5
那覇市	10,140,951.63	3,109,248.91	30.6
読嘉蔵村	11,728,034	113,377	0.9
仲里村	10,935,561	36,562	0.3
具志川村	3,415,550	46,095	0.55
伊江村	6,600,000	2,445,154	37.
渡名喜村	1,757,525	70,054	3.99
平良市	21,870,750	3,651	0.04
上野村	5,720,275	24,992	0.44
城辺町	18,423,300	13,569	0.07
石垣市	67,884,955	272,286	0.4

※ 上記表の軍用地面積には国所有地での軍用地 29,470,000坪が含まれています。

国所有地を除く軍用地面積は 43,815,999.37坪
総面積の約 6.05%

※ 沖縄陸地総面積には軍用地のない市町村の陸地面積も含まれています

※ 比較

沖縄の陸地総面積 722,445,625 坪
軍用地面積 73,285,999.37 坪
(総面積の約 10.14%)

※ 本土との比較

沖縄の軍用地は1968年7月1日以降、米国の新たな海外基地維持計画によって米軍の不要とする地域が1968年6月30日現在の約2%強が返還されてきています。

しかし、本土の基地と比較した場合にはその率は高い。

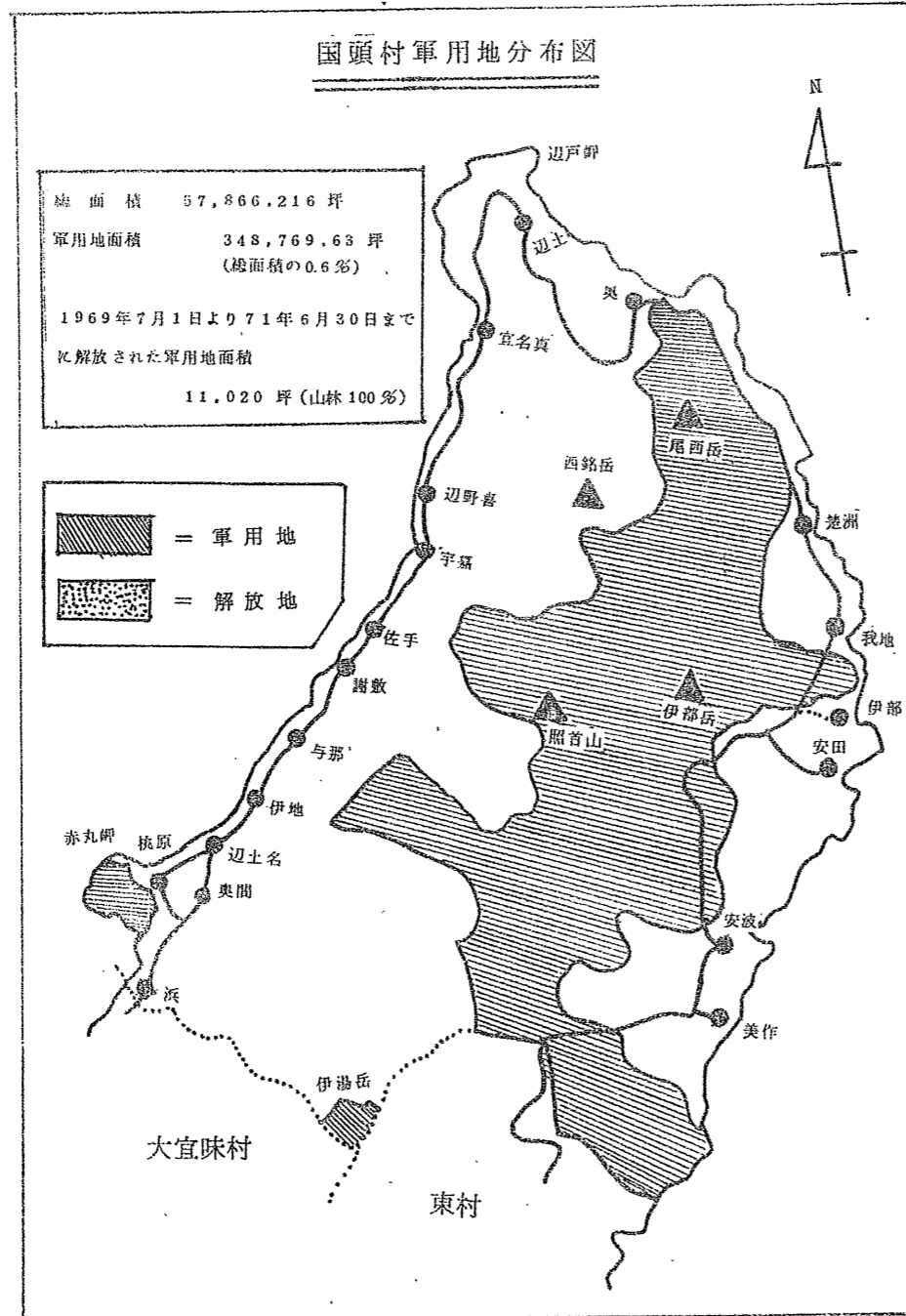
また、1972年の返還時やその後返還される可能性のある地域もありますが、それは現在の軍用地面積の約1%程度と見込まれており、実質的には大差はないものと思われる。

本土における軍用地の率は全国で0.1%にすぎないが、沖縄では10.14%が軍用地であり、その比率はかなりの大差がある。

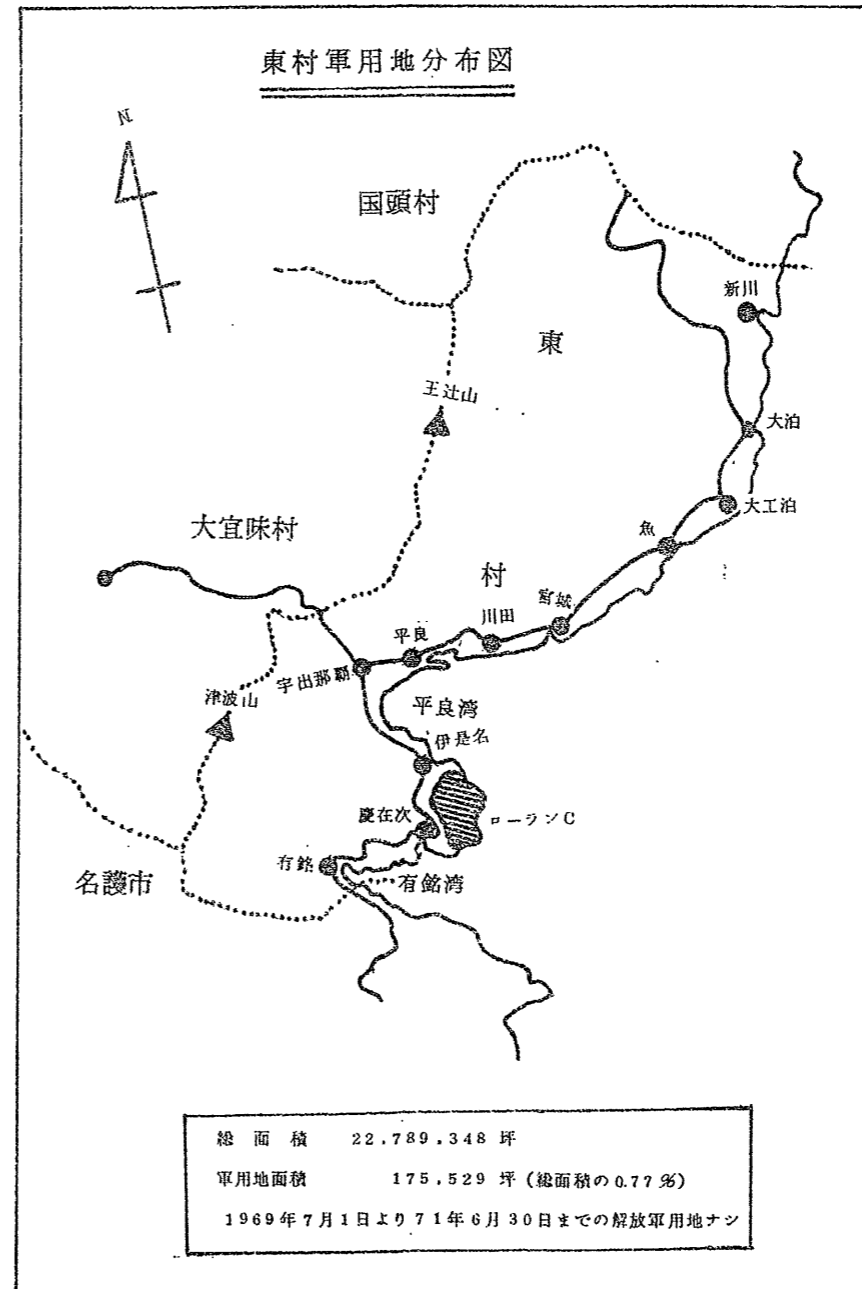
また、都道府県別にみても、本土の各県で一番軍用地の占有率の高い県が山梨県で総面積の1.4%、東京都で総面積の1.3%、静岡県で総面積の1.2%、神奈川県で総面積の0.9%であり、沖縄の10.14%という率とはかなりの差があります。

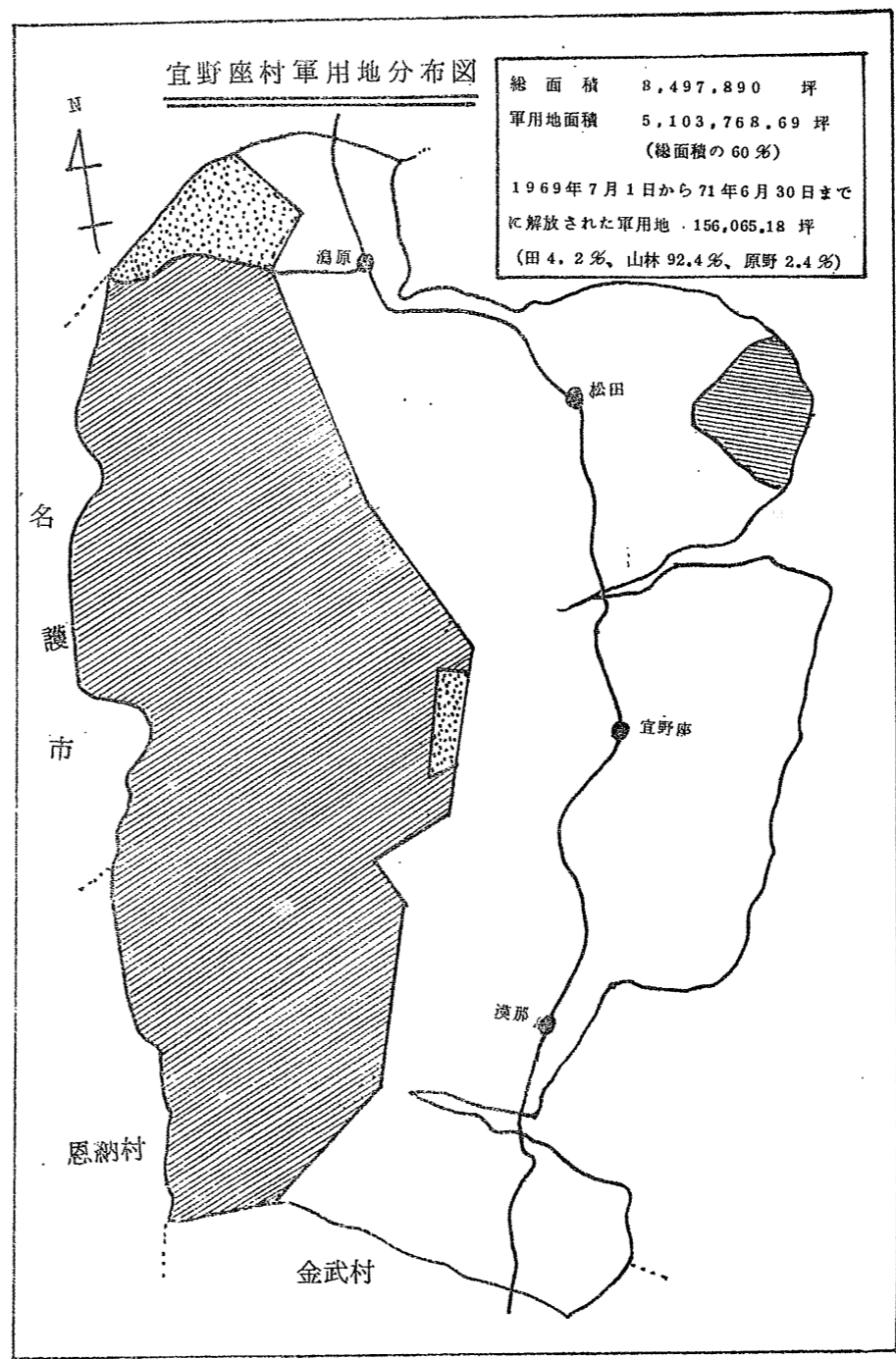
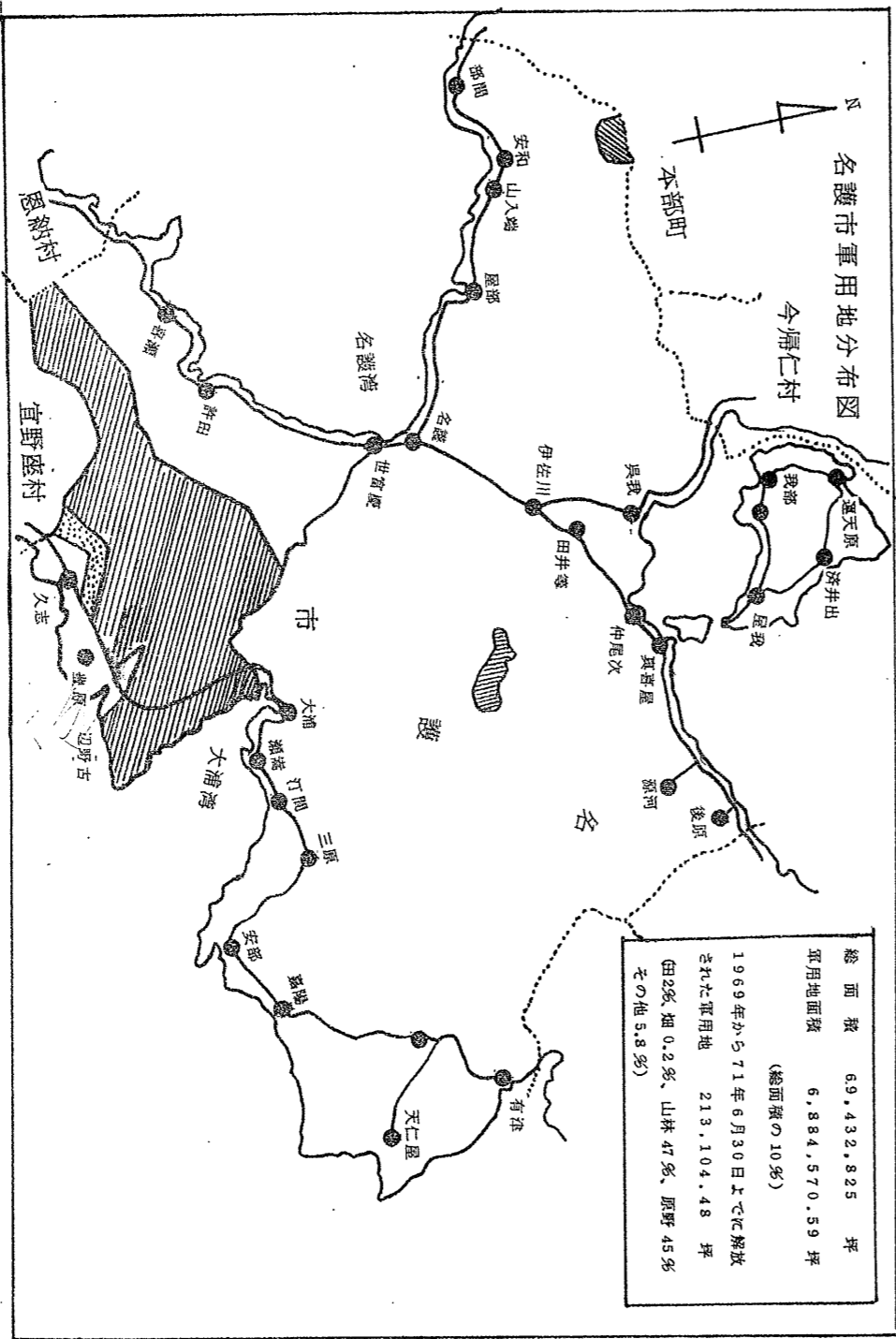
※ それらの軍用地の密度もさることながら、本土における軍用地の機能と沖縄の米軍基地の機能やその維持管理のあり方からくる県民への影響も各段の差があります。

国頭村軍用地分布図



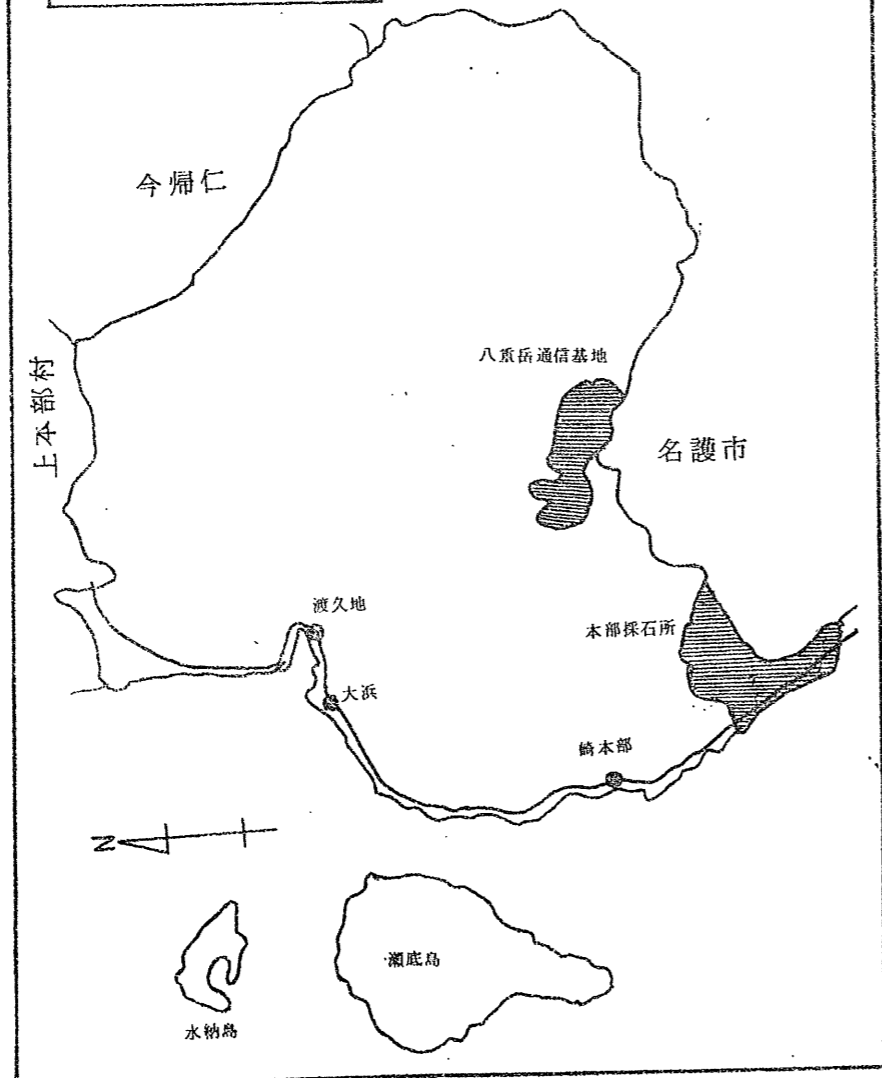
東村軍用地分布図





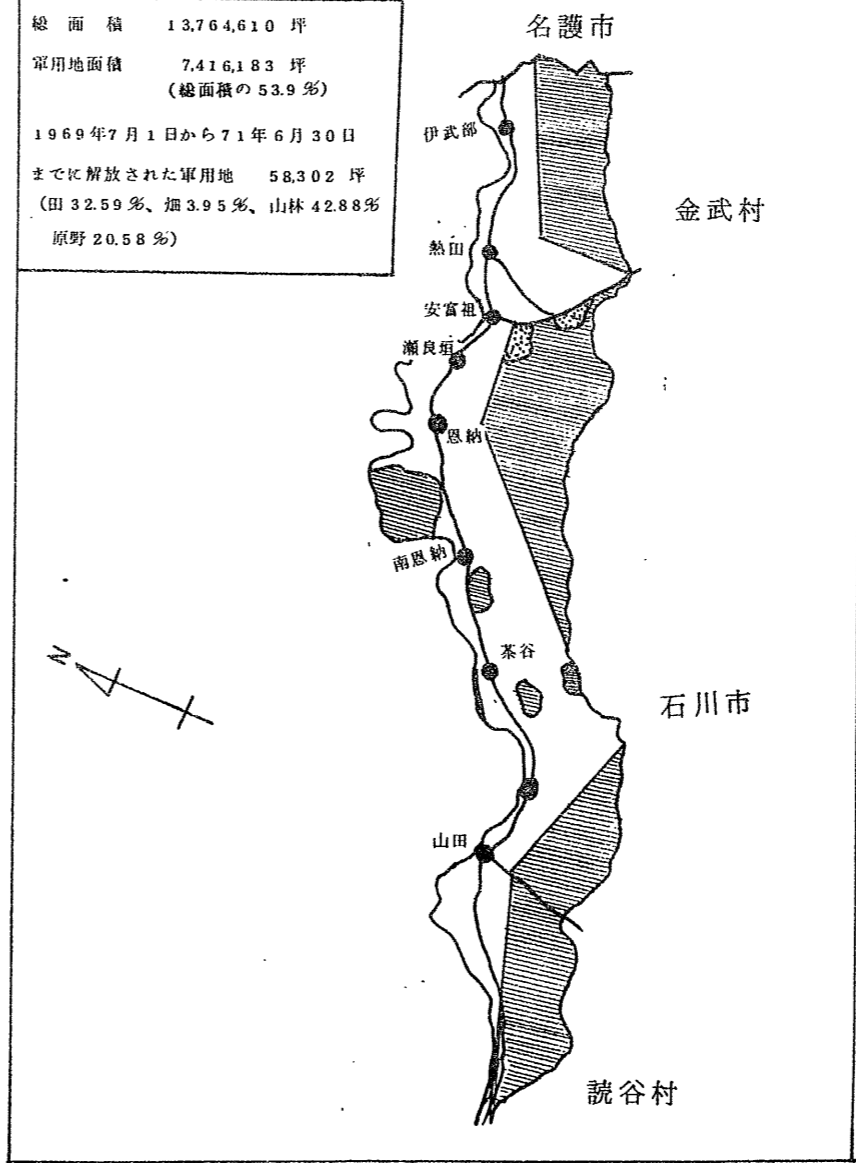
本部町軍用地分布図

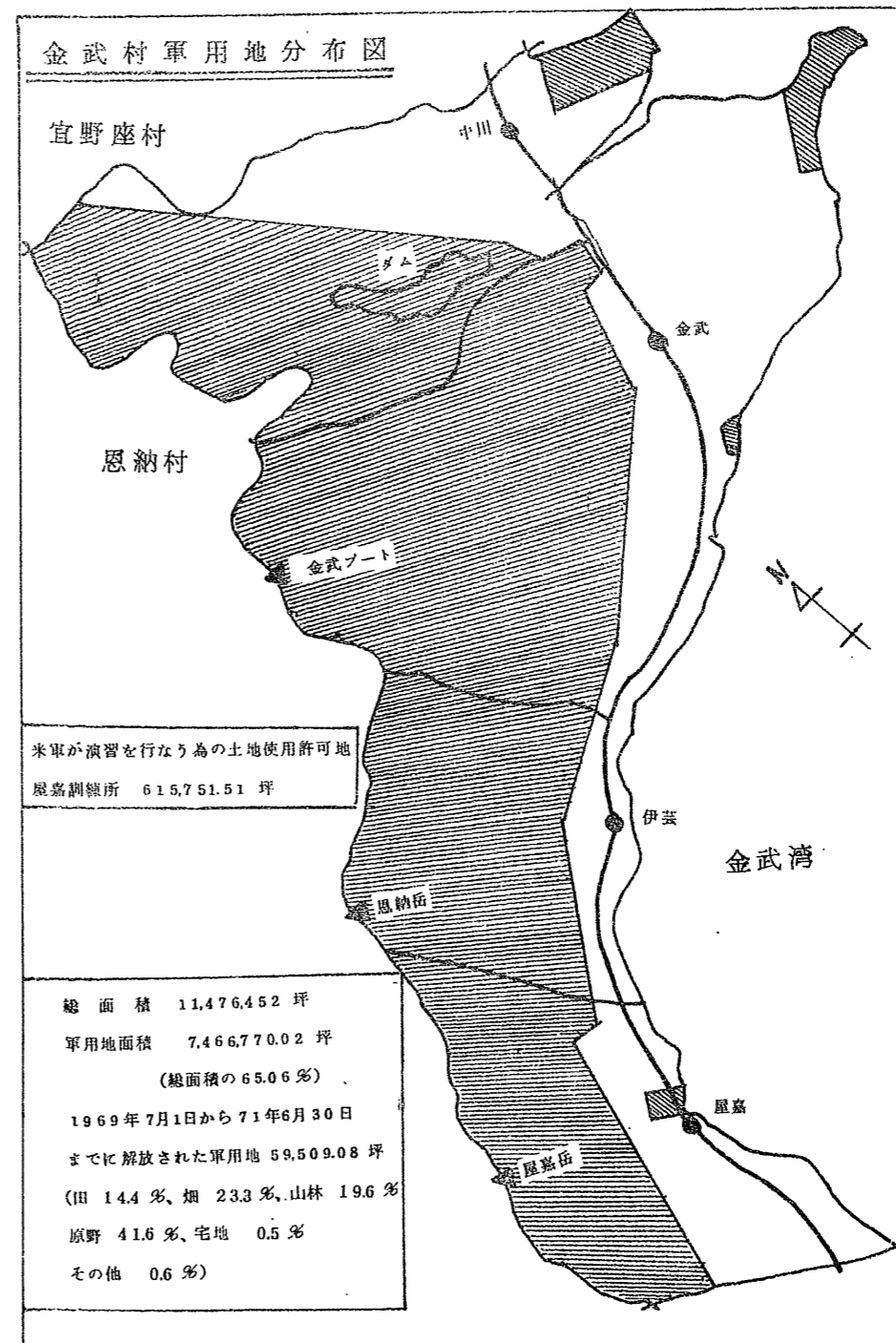
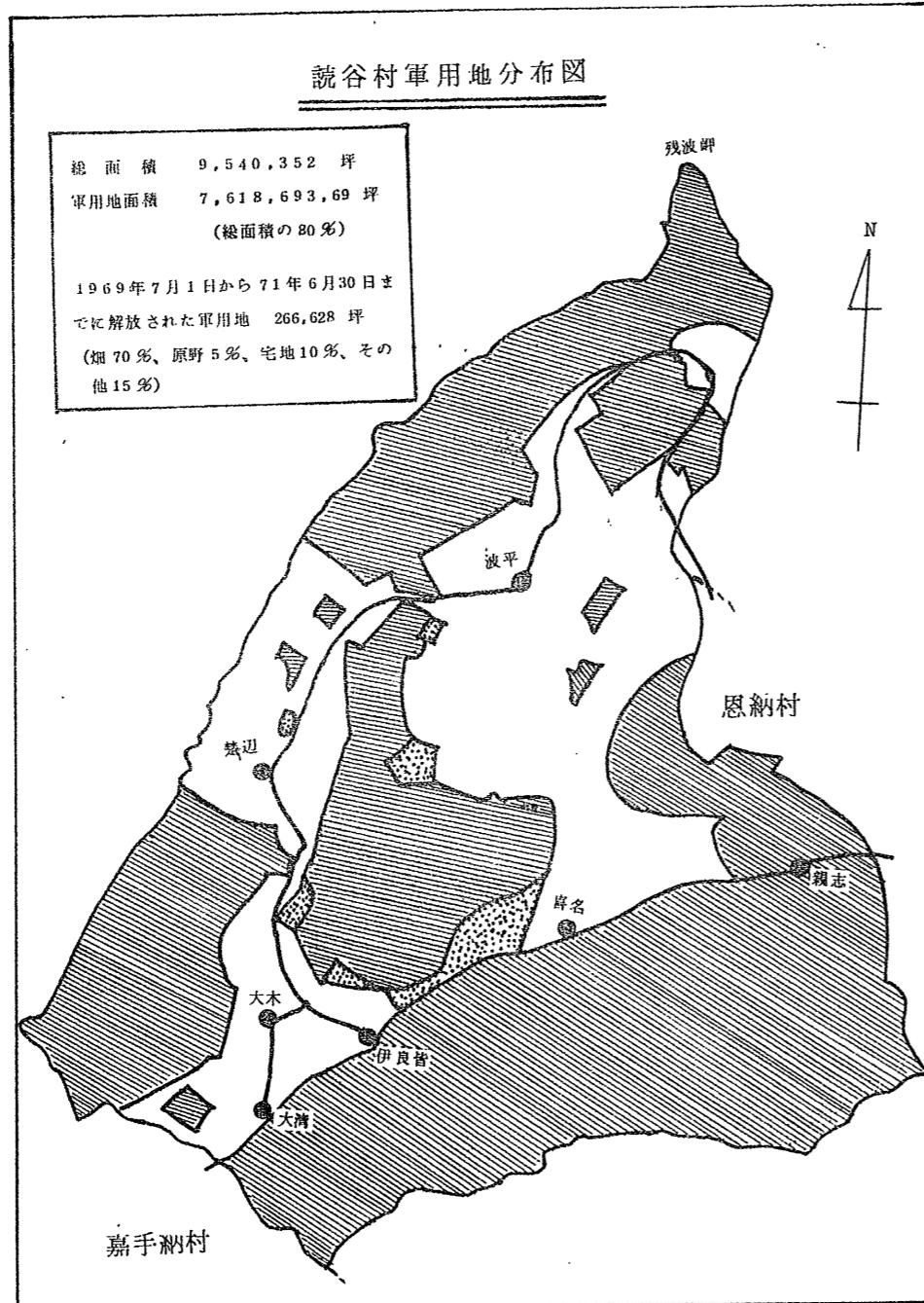
総面積 11,885,400 坪
 軍用地面積 171,187 坪
 (総面積の 1.4%)
 解放地ナシ

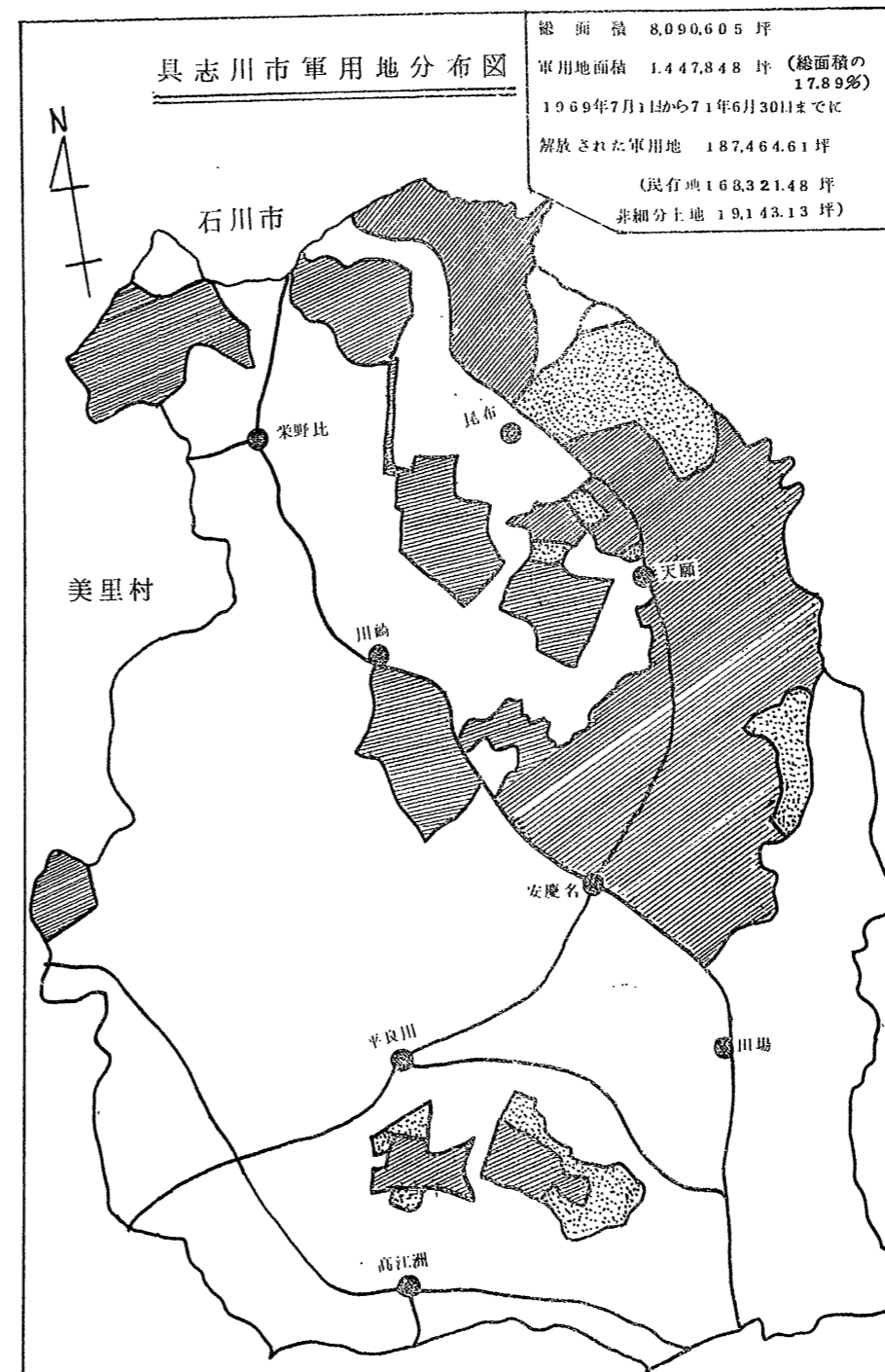
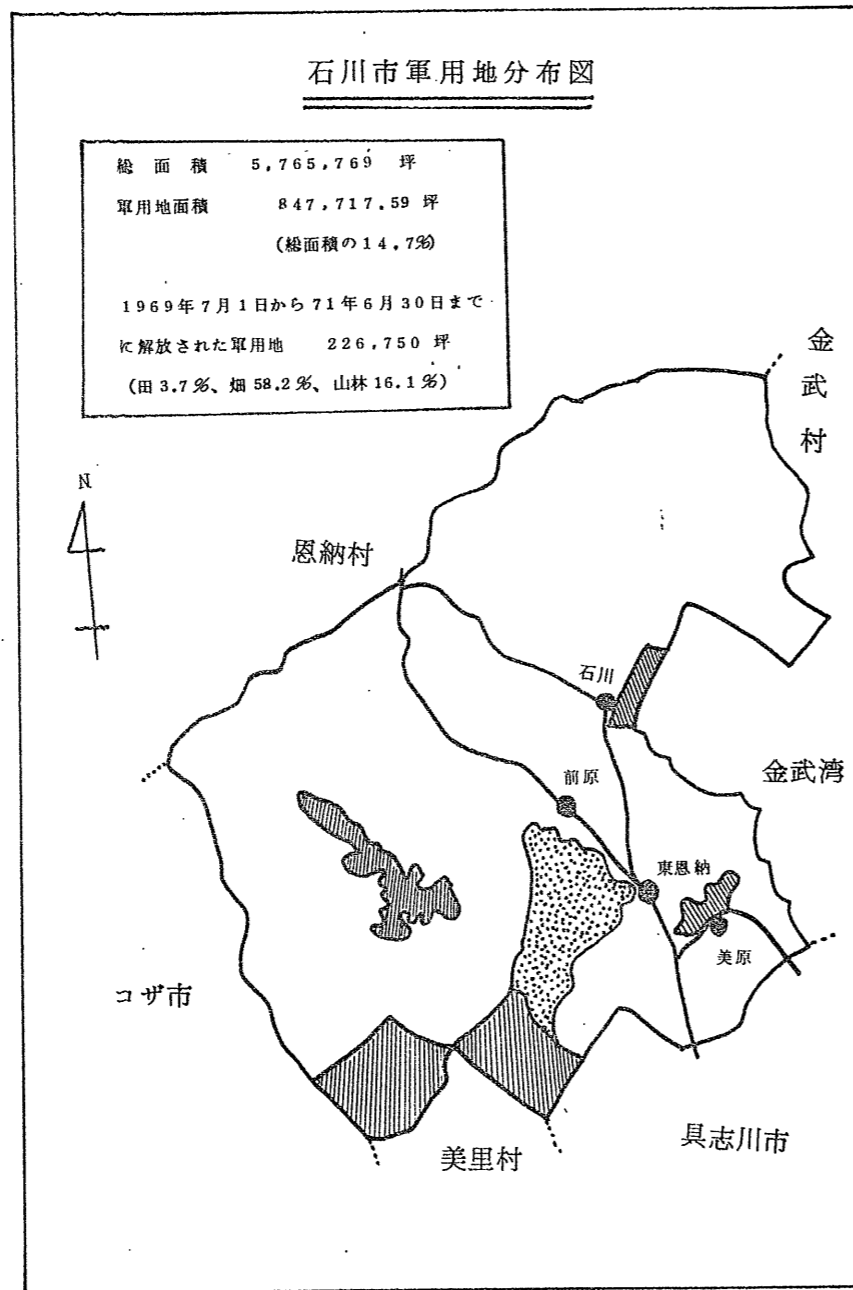


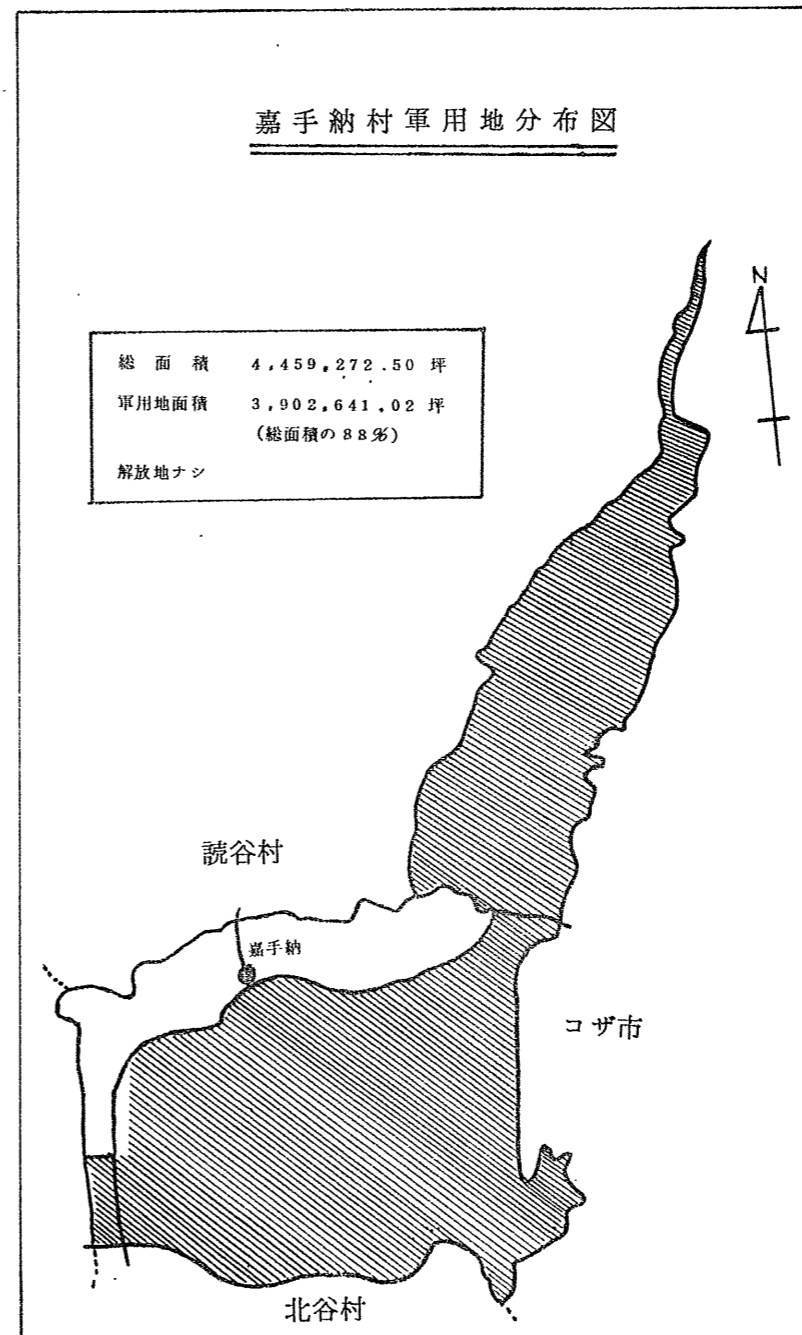
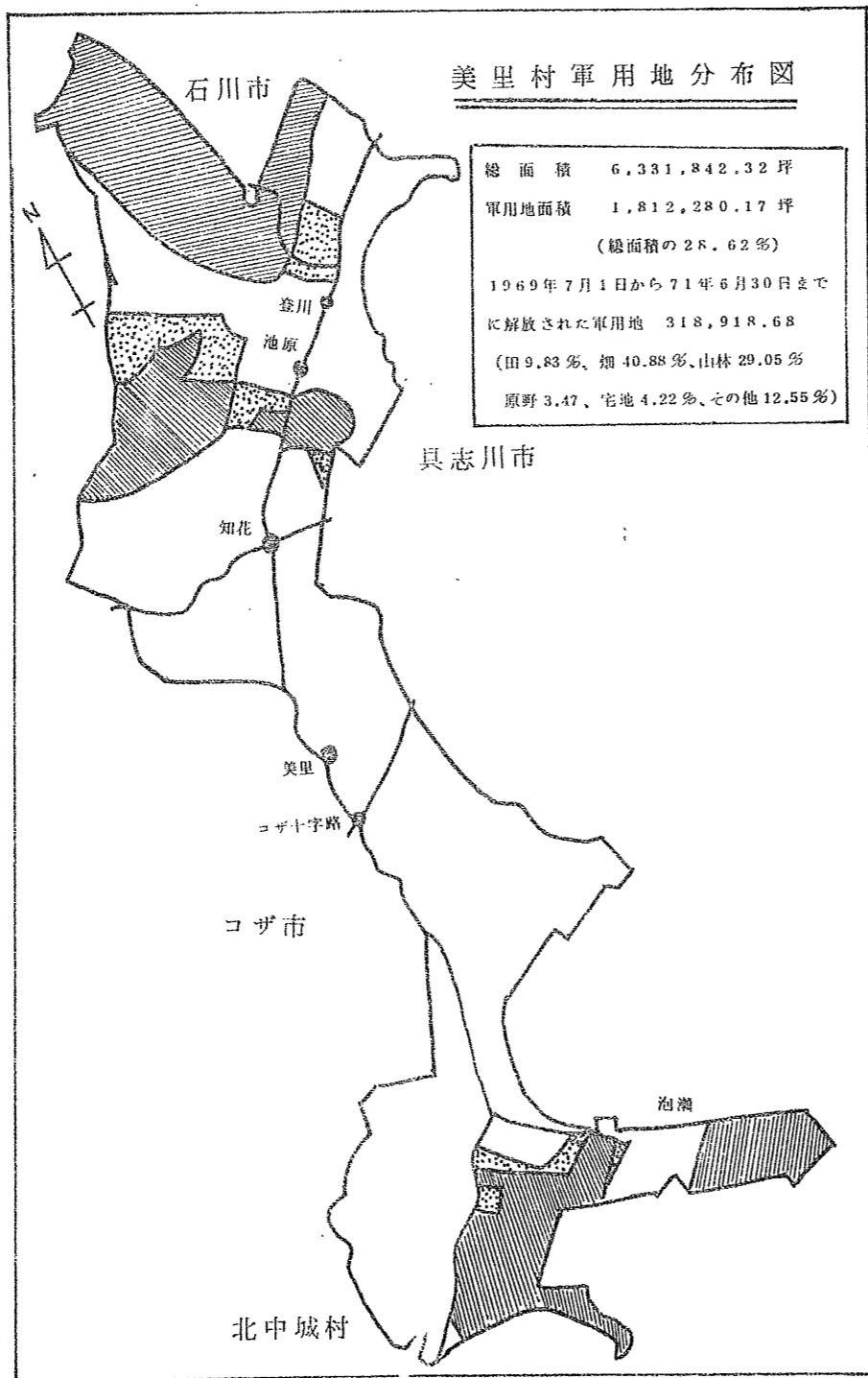
恩納村軍用地分布図

総面積 13,764,610 坪
 軍用地面積 7,416,183 坪
 (総面積の 53.9%)
 1969年7月1日から71年6月30日
 までに解放された軍用地 58,302 坪
 (田 32.59%、畑 3.95%、山林 42.88%
 原野 20.58%)



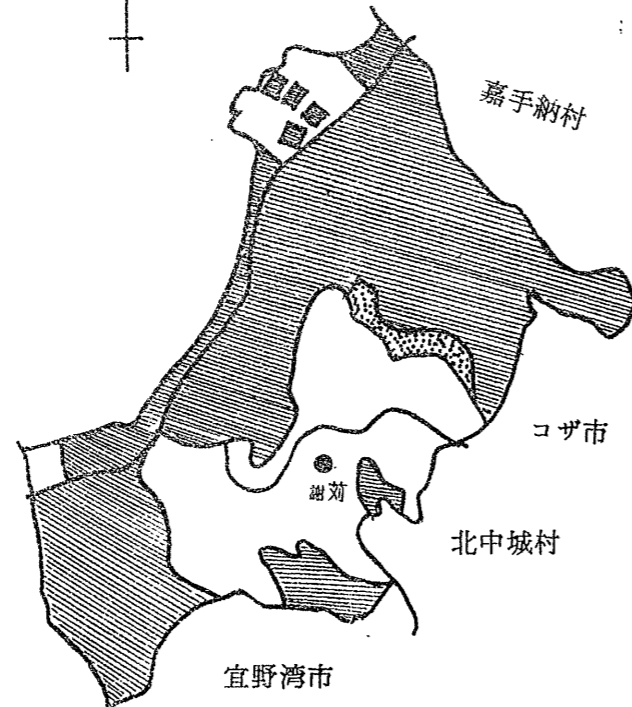
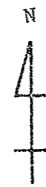






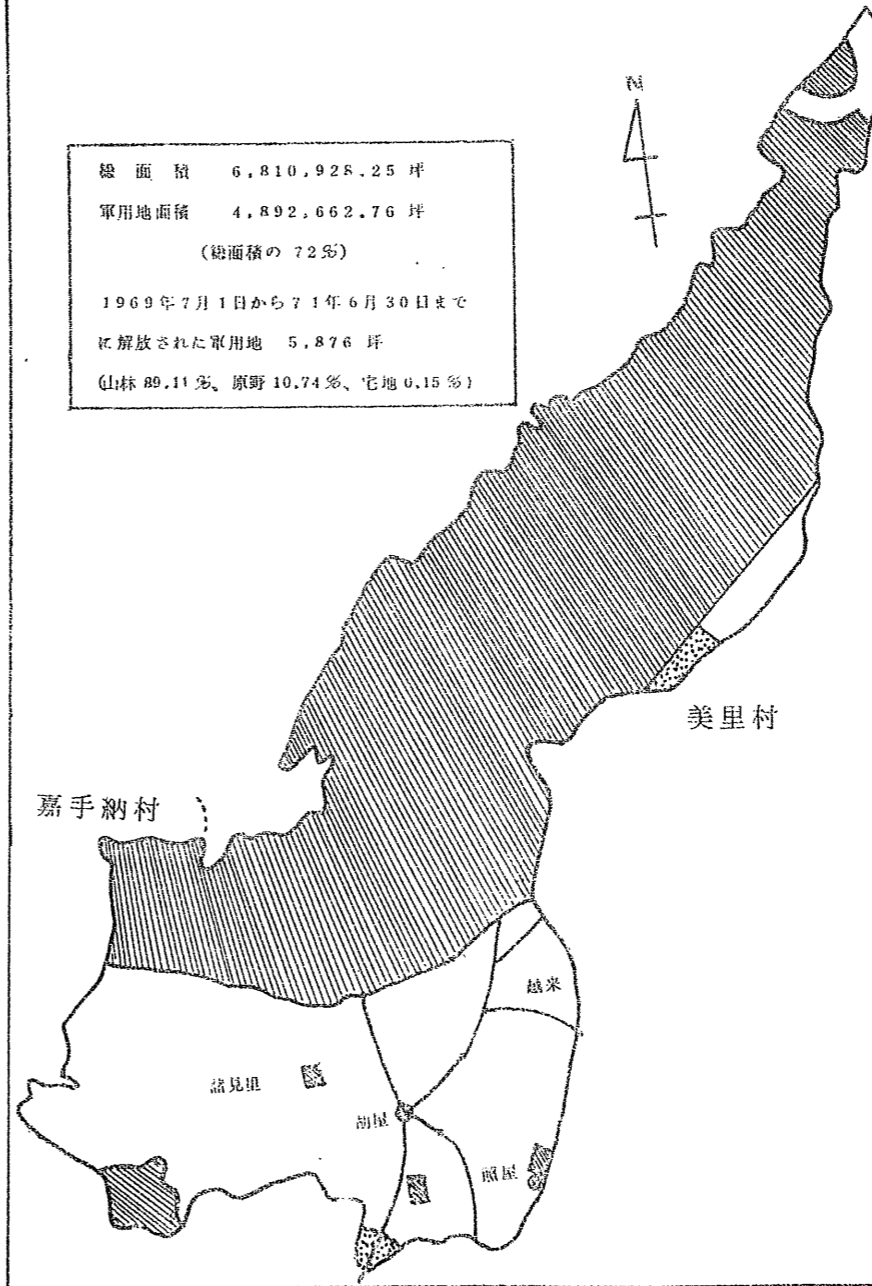
北谷村軍用地分布図

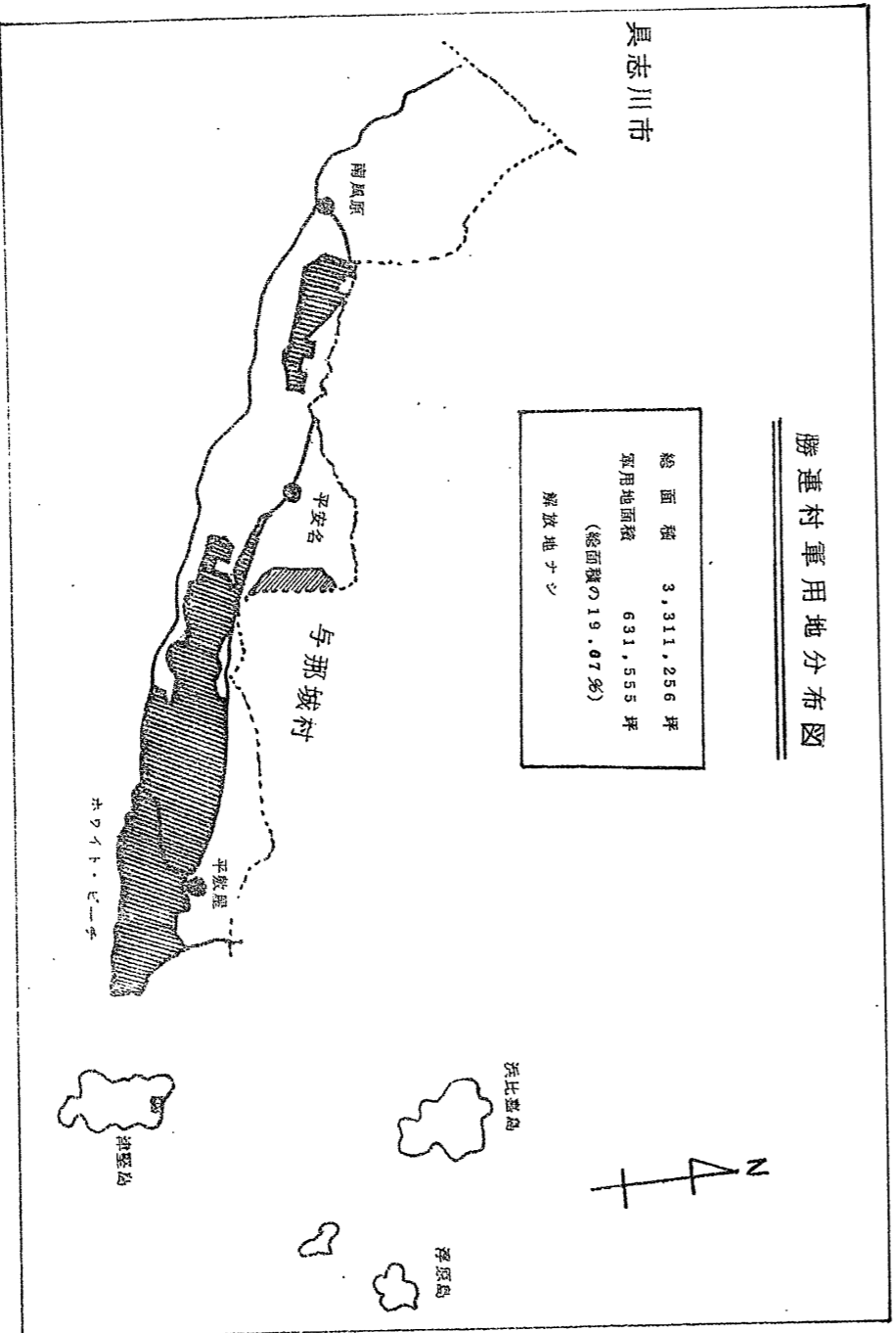
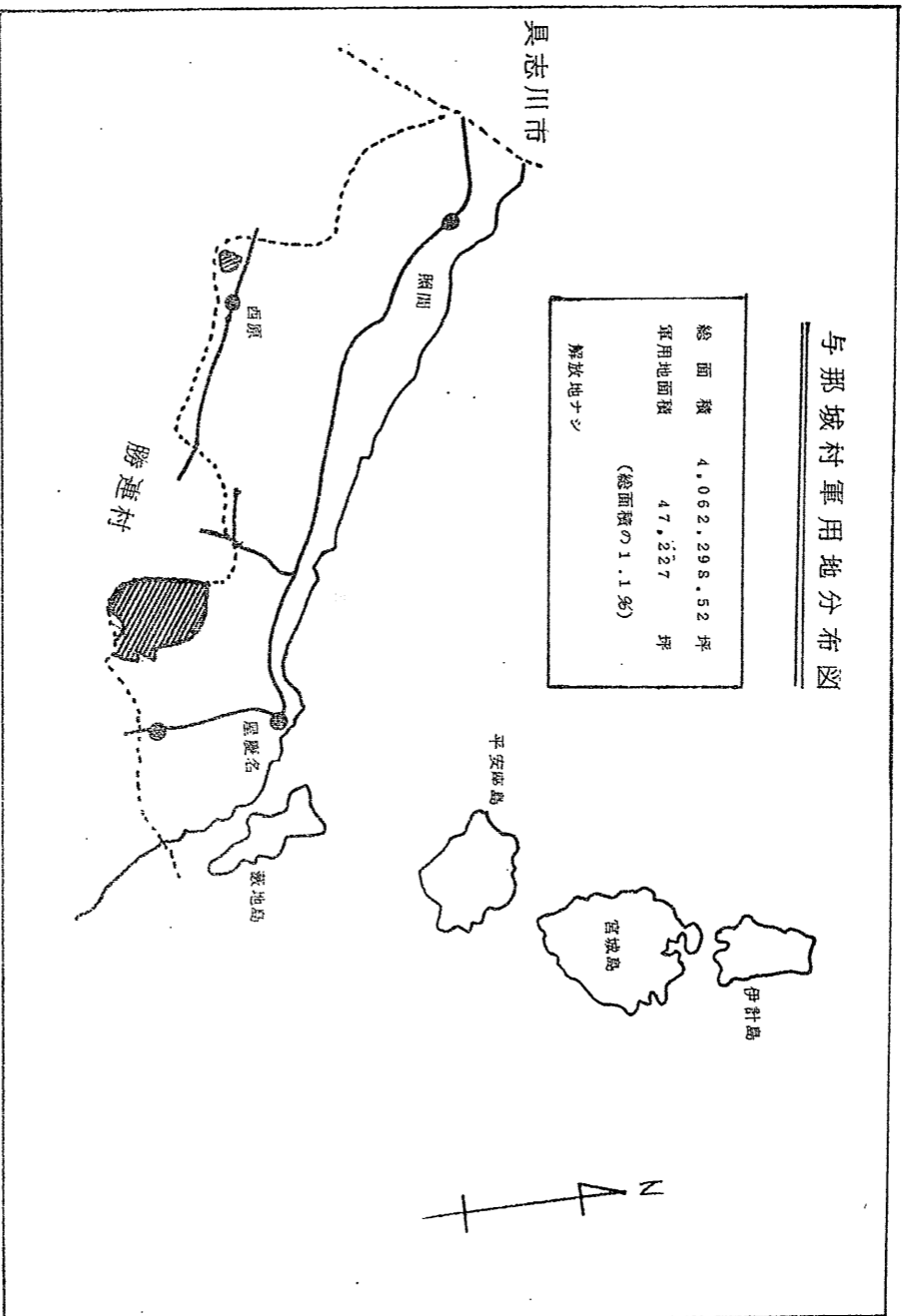
総面積 4,171,475 坪
 軍用地面積 2,701,234 坪
 (総面積の 64.75%)
 1969年7月1日から71年6月30日
 までに解放された軍用地 67,690 坪
 (畑 29%, 山林 61%, 宅地 5%, その
 他 5%)

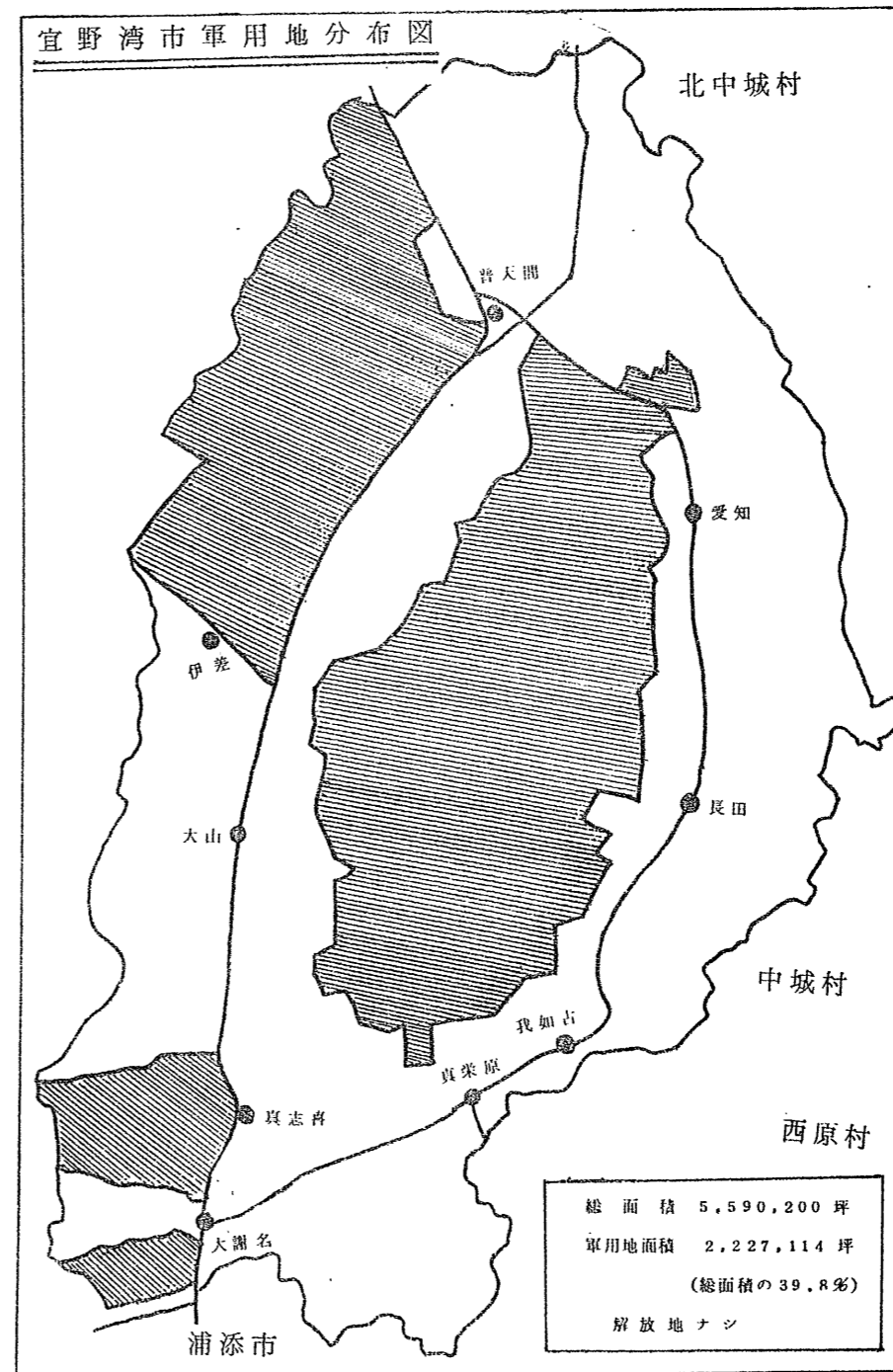
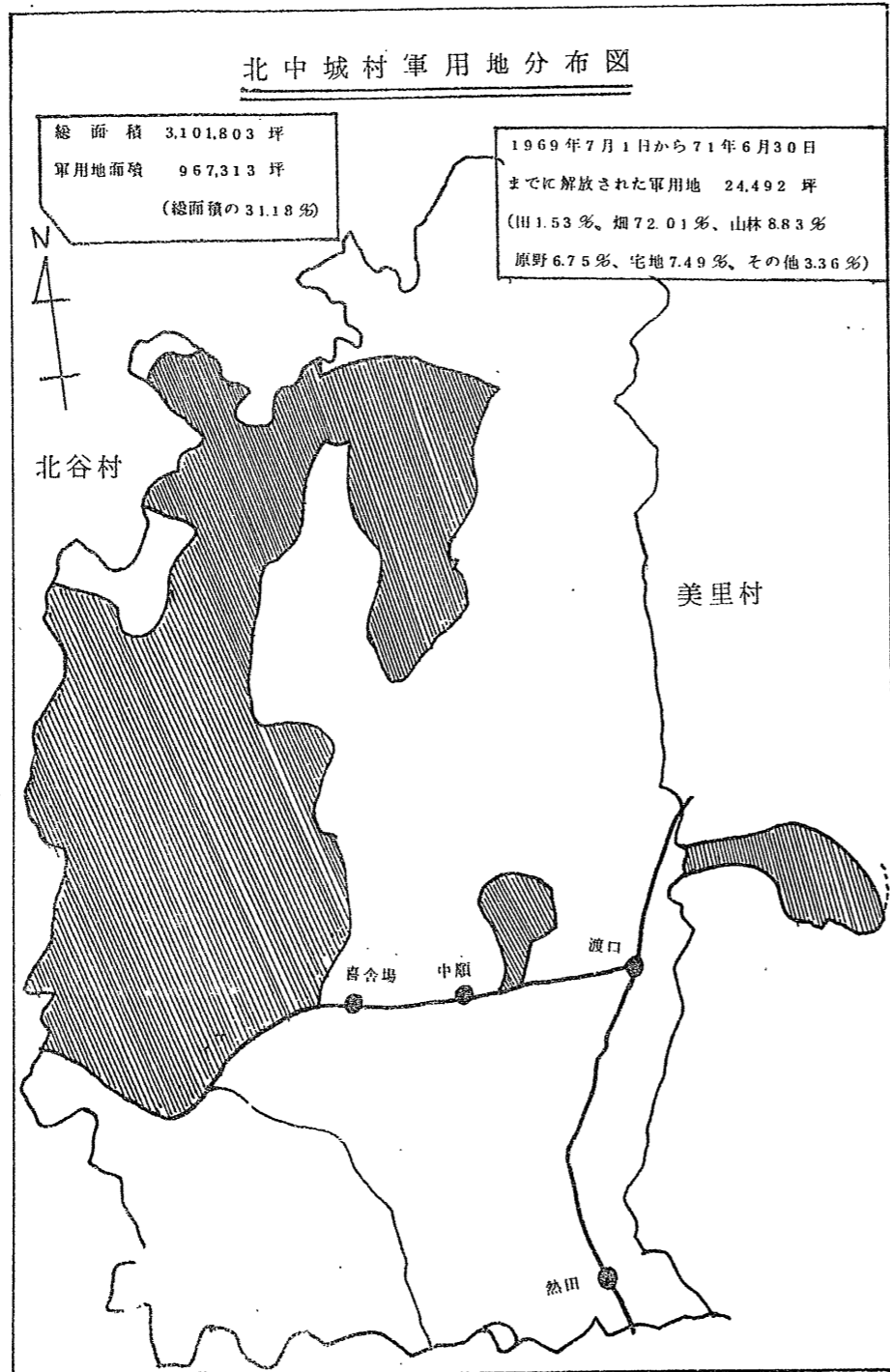


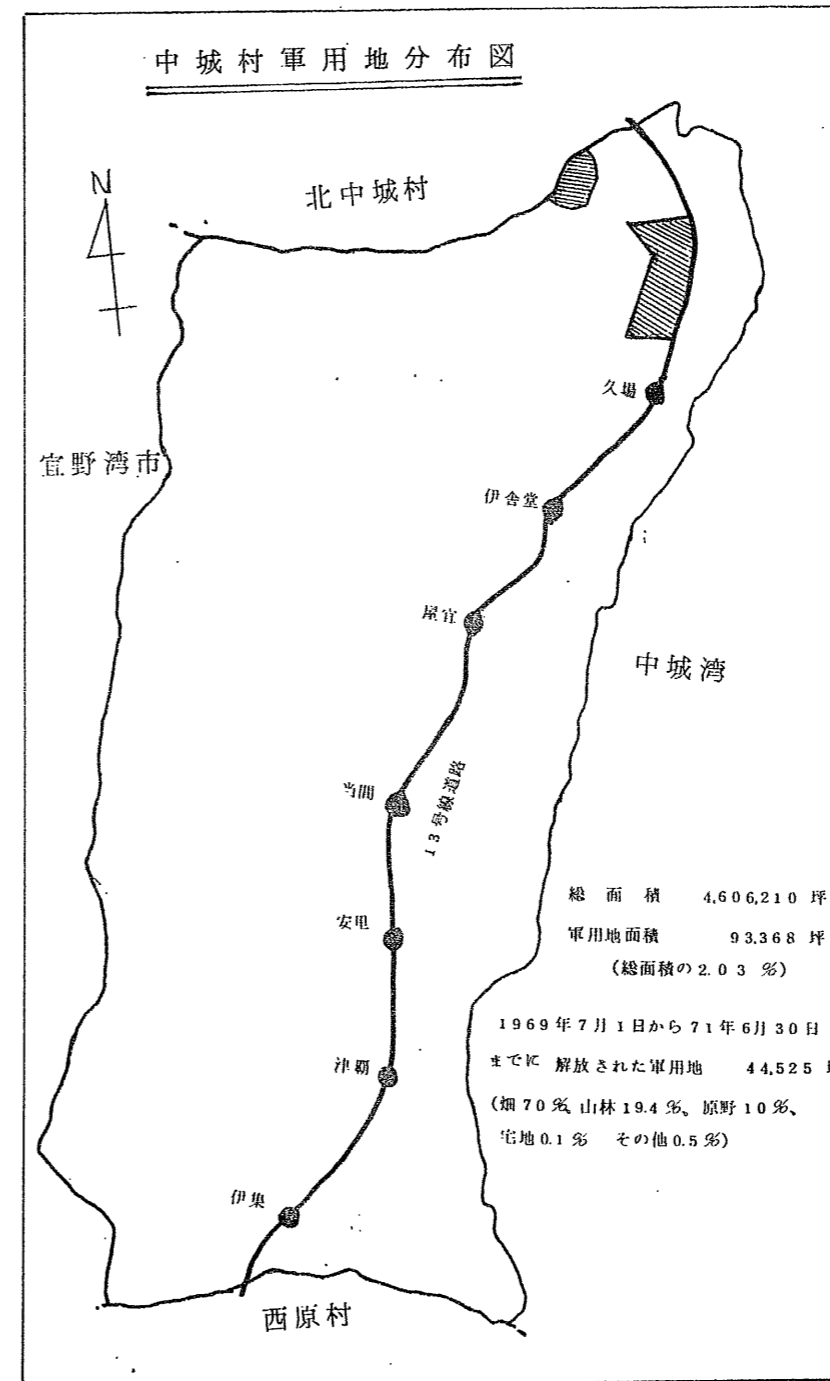
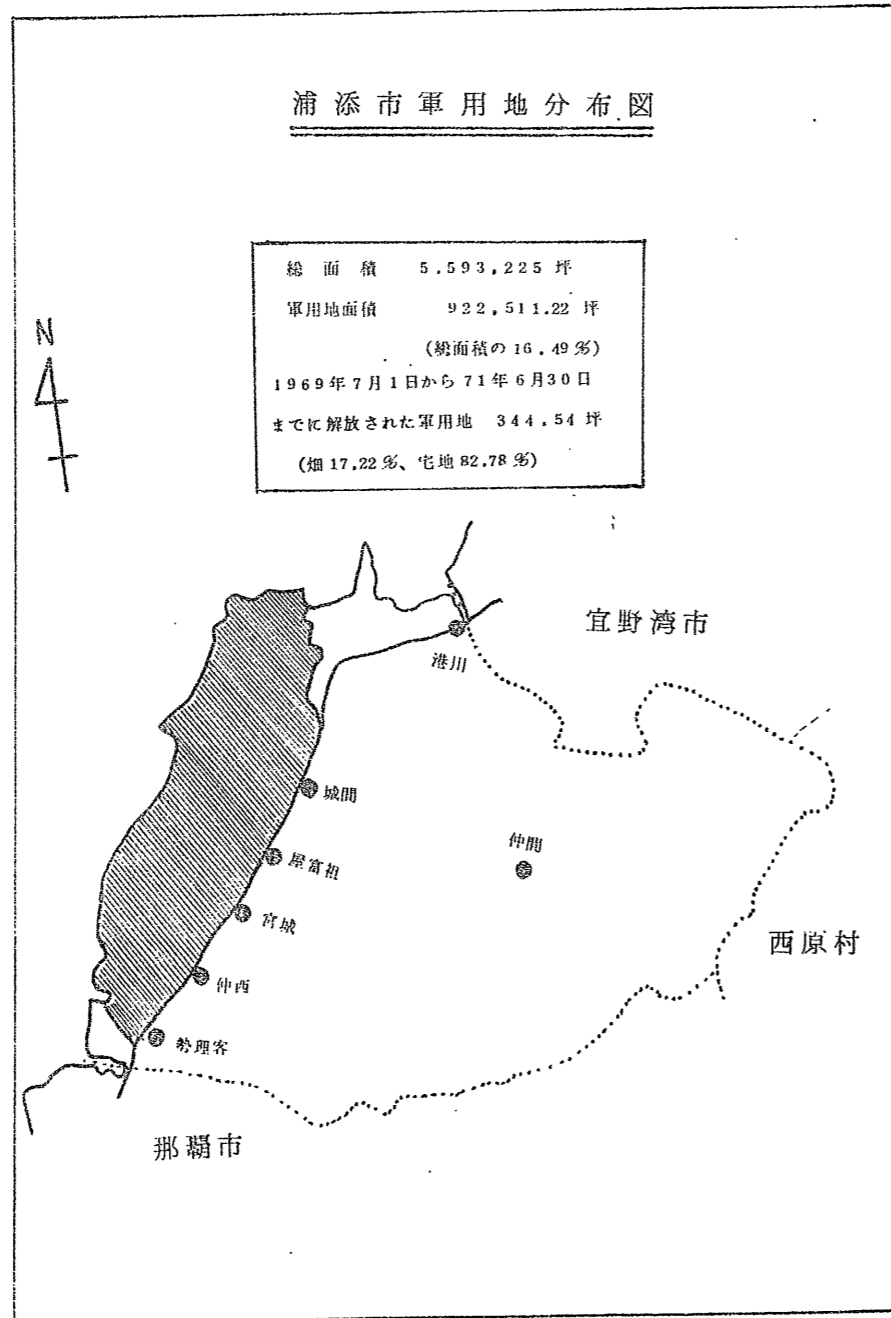
コザ市軍用地分布図

総面積 6,810,928.25 坪
 軍用地面積 4,892,662.76 坪
 (総面積の 72%)
 1969年7月1日から71年6月30日
 までに解放された軍用地 5,876 坪
 (山林 89.11%, 原野 10.74%, 宅地 0.15%)



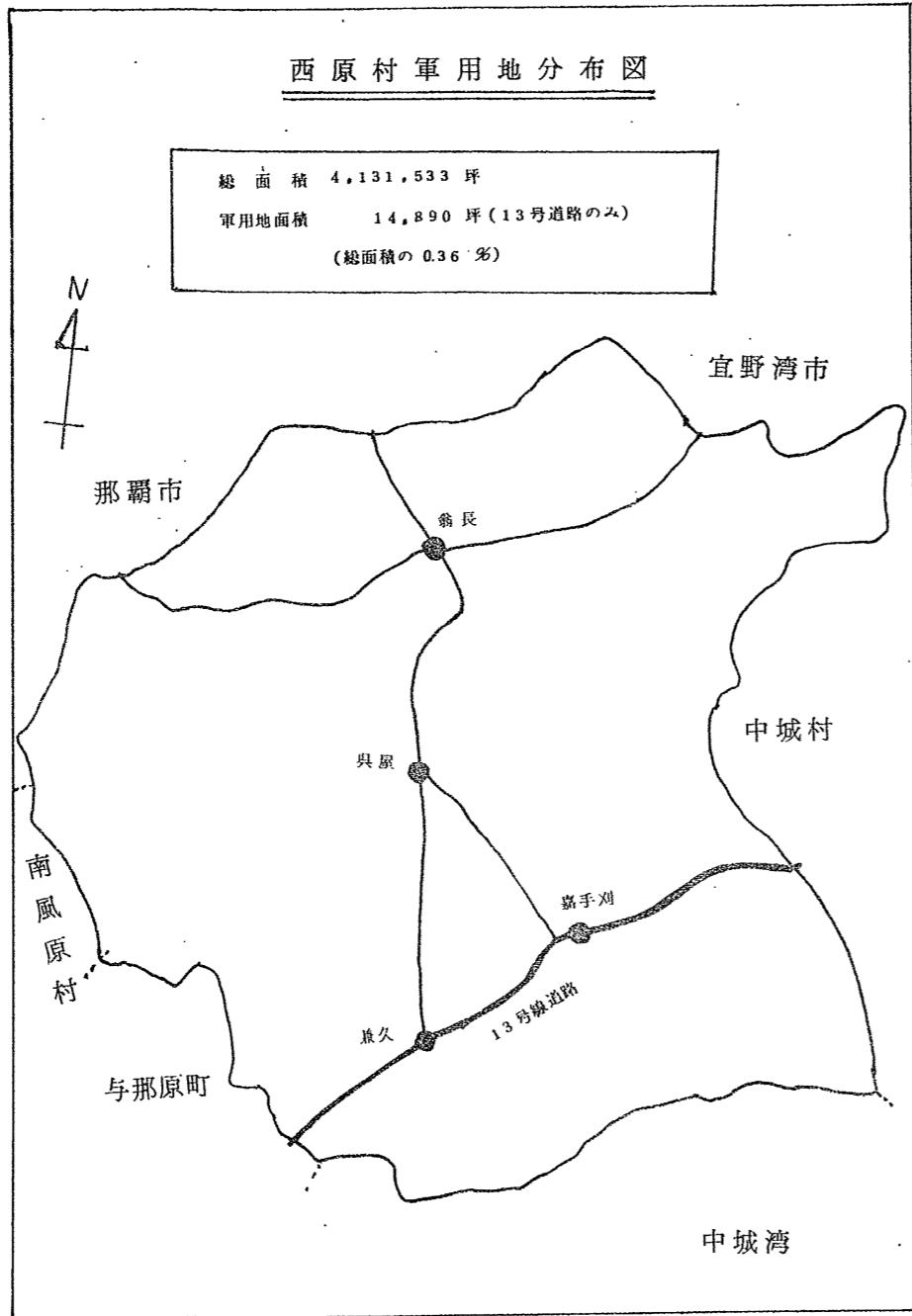






西原村軍用地分布図

総面積 4,131,533 坪
 軍用地面積 14,890 坪 (13号道路のみ)
 (総面積の 0.36%)

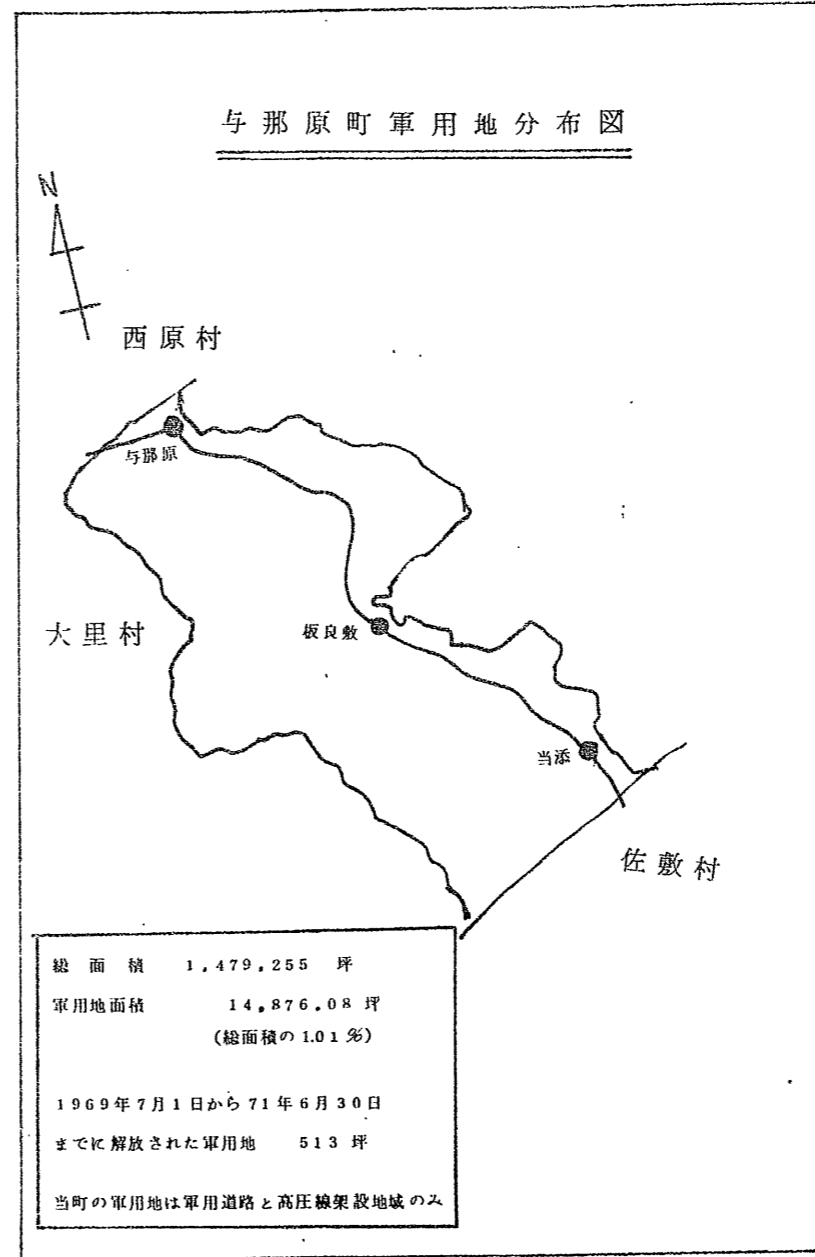


与那原町軍用地分布図

総面積 1,479,255 坪
 軍用地面積 14,876.08 坪
 (総面積の 1.01%)

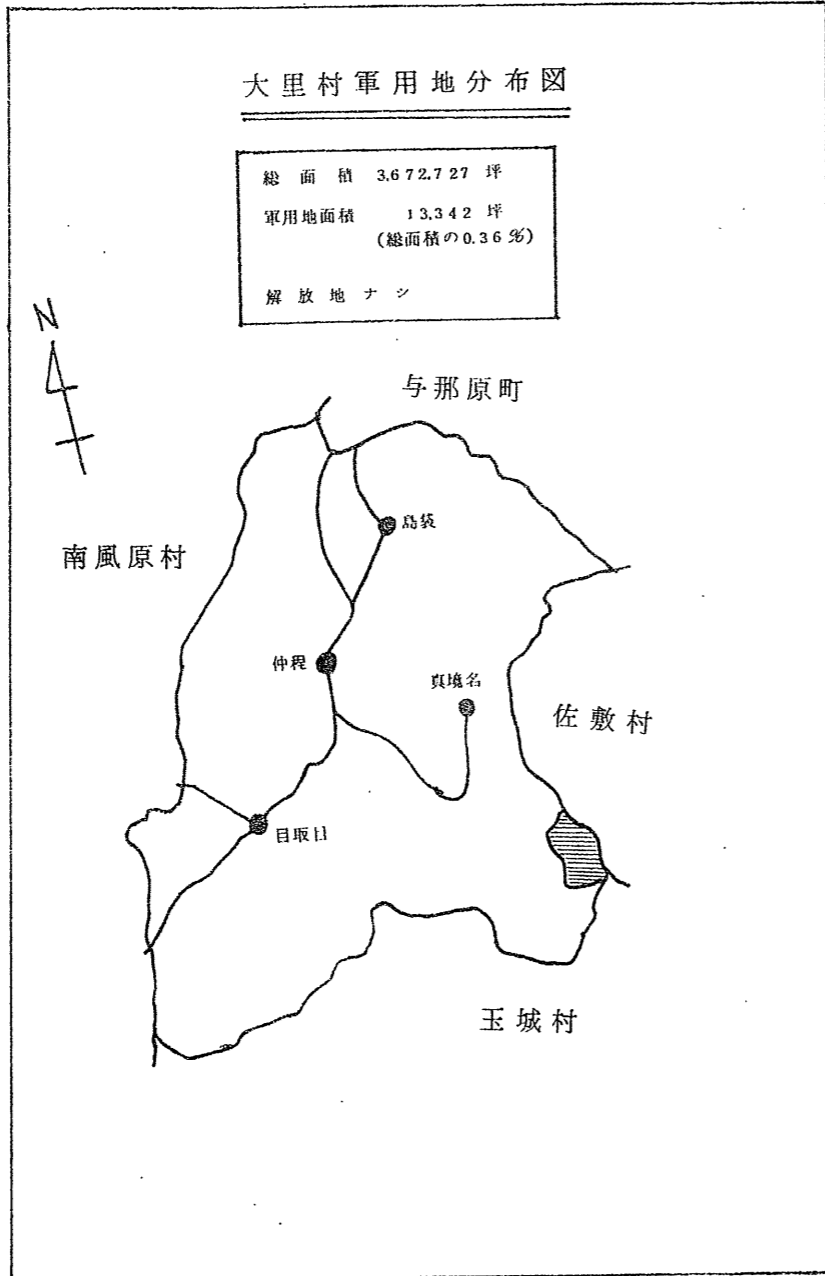
1969年7月1日から71年6月30日
 までに解放された軍用地 513 坪

当町の軍用地は軍用道路と高圧線架設地域のみ



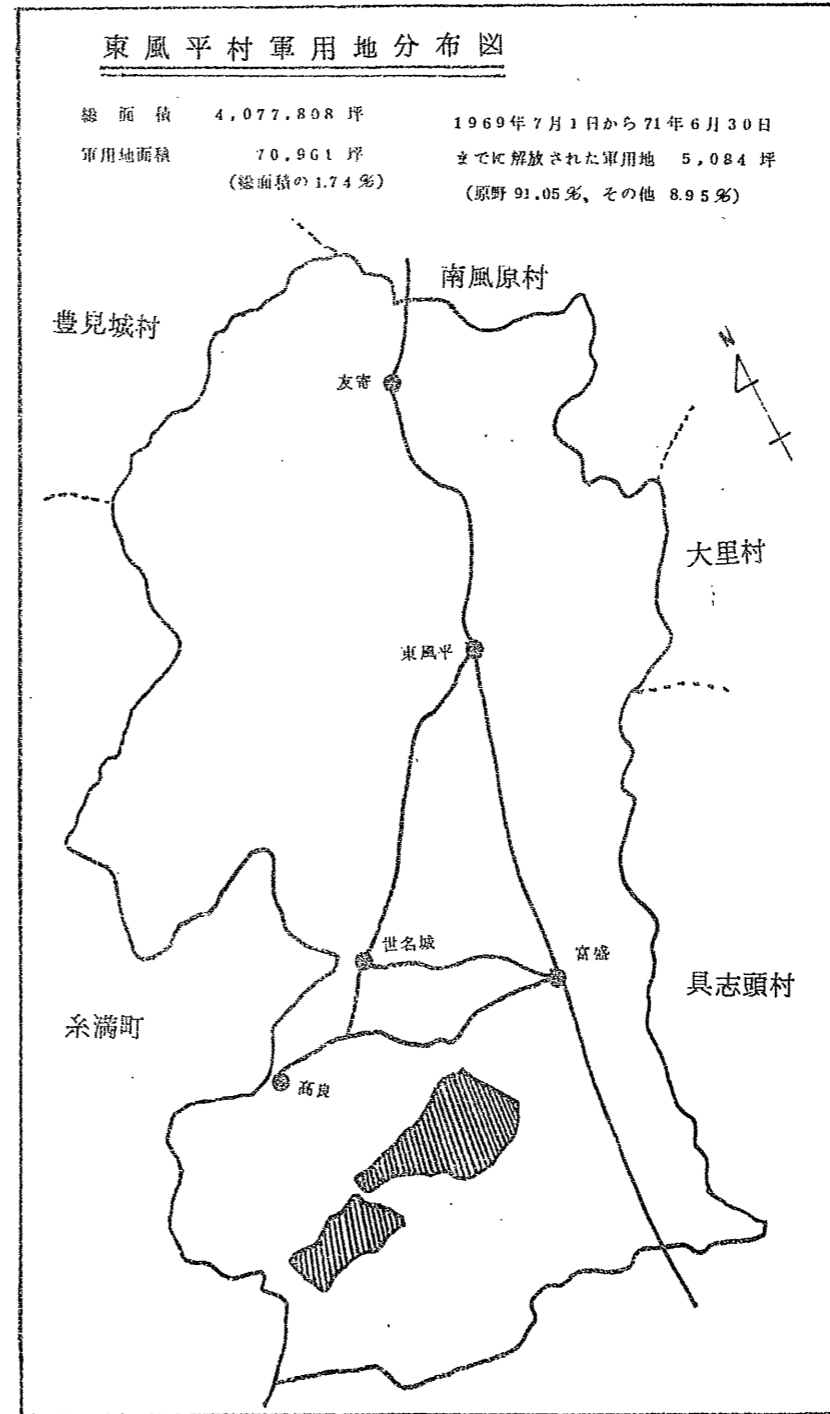
大里村軍用地分布図

総面積 3,672.727 坪
 軍用地面積 13,342 坪
 (総面積の0.36%)
 解放地 ナシ



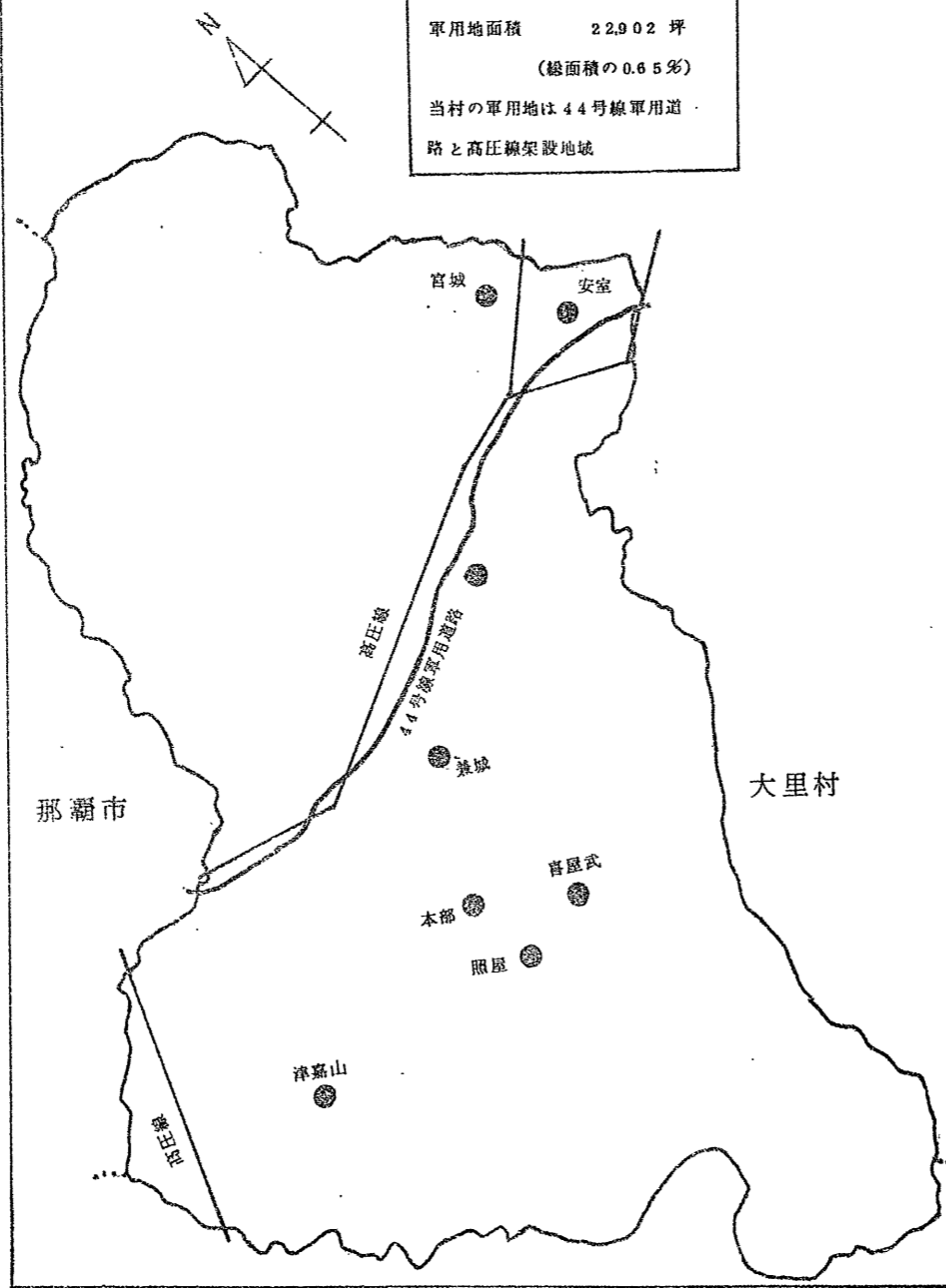
東風平村軍用地分布図

総面積 4,077.808 坪
 軍用地面積 70,961 坪
 (総面積の1.74%)
 1969年7月1日から71年6月30日
 までに解放された軍用地 5,084 坪
 (原野 91.05%, その他 8.95%)



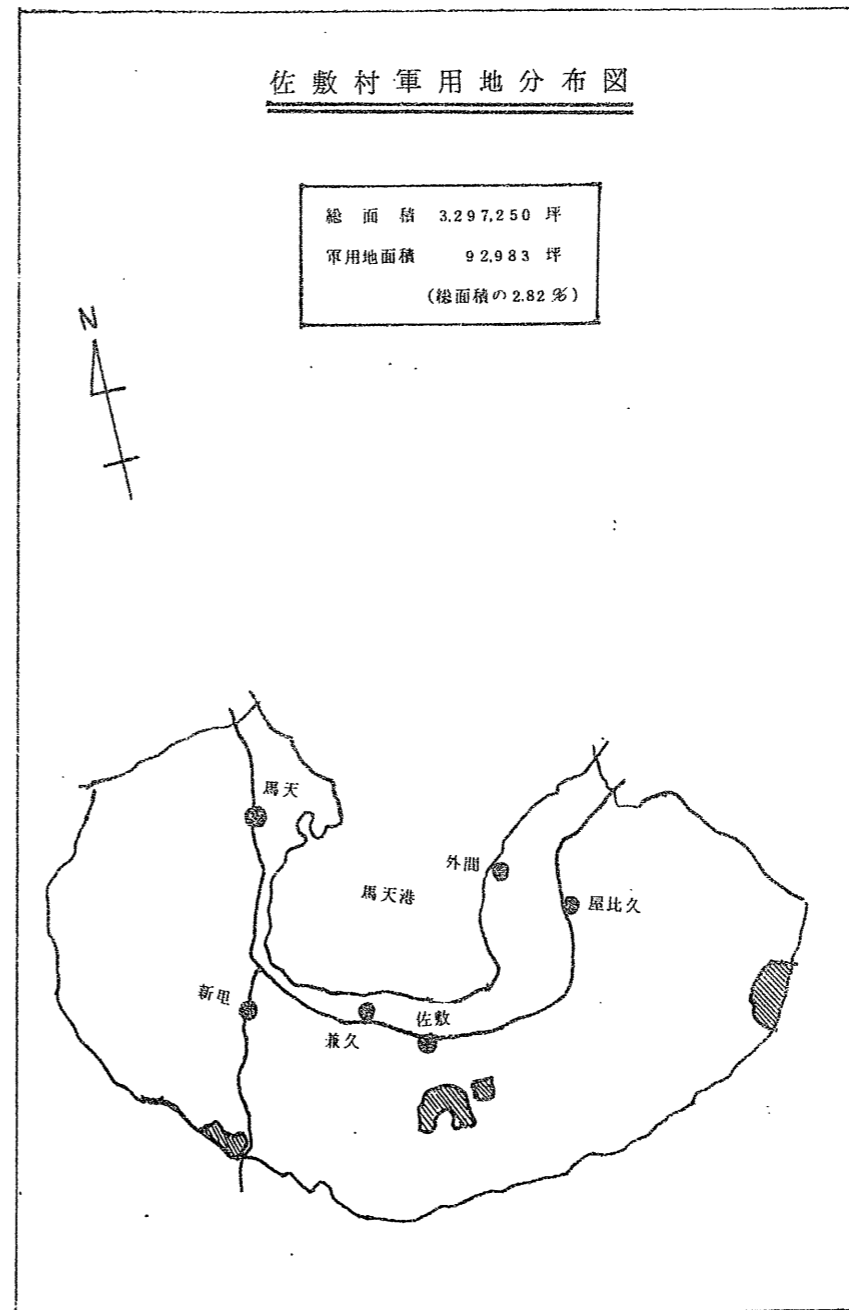
南風原村軍用地分布図

総面積 3,518,550 坪
 軍用地面積 22,902 坪
 (総面積の0.65%)
 当村の軍用地は44号線軍用道
 路と高圧線架設地域



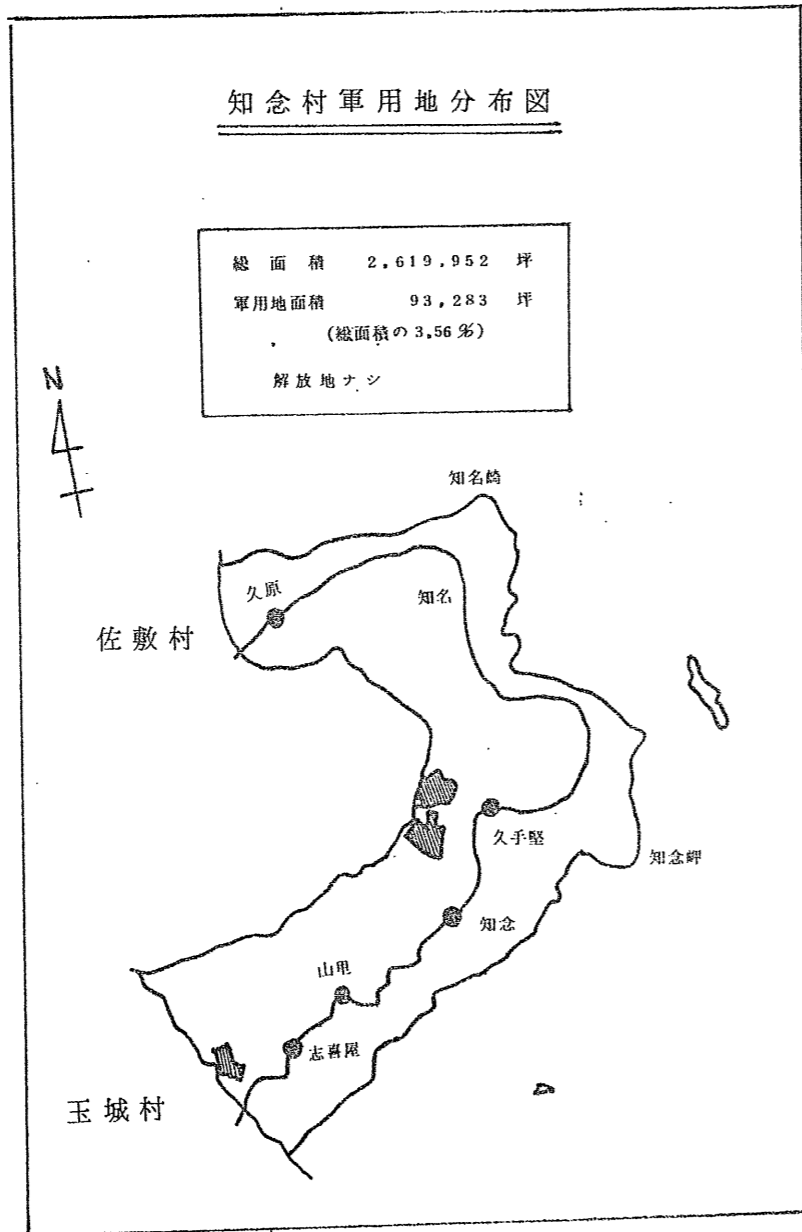
佐敷村軍用地分布図

総面積 3,297,250 坪
 軍用地面積 92,983 坪
 (総面積の2.82%)



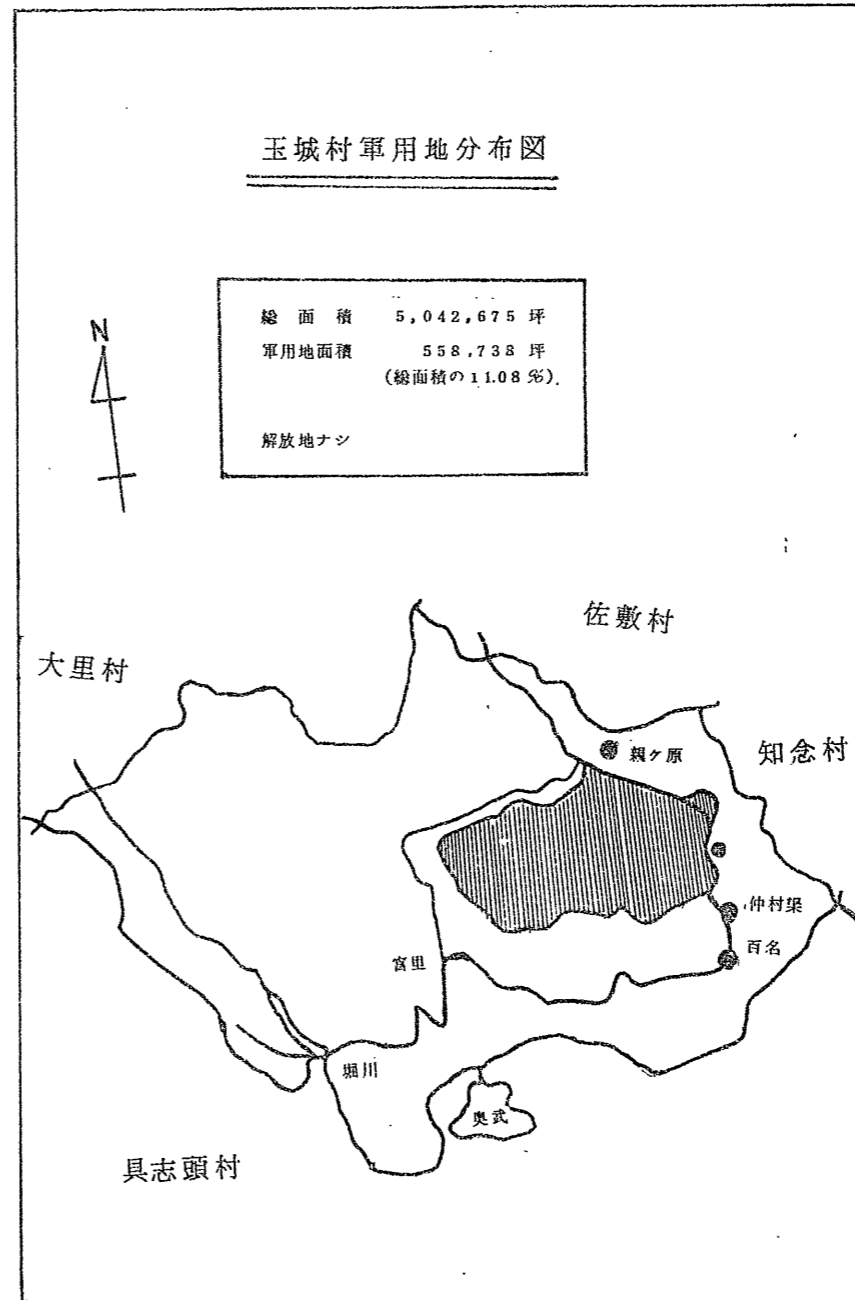
知念村軍用地分布図

総面積	2,619,952 坪
軍用地面積	93,283 坪
	(総面積の 3.56%)
解放地ナシ	



玉城村軍用地分布図

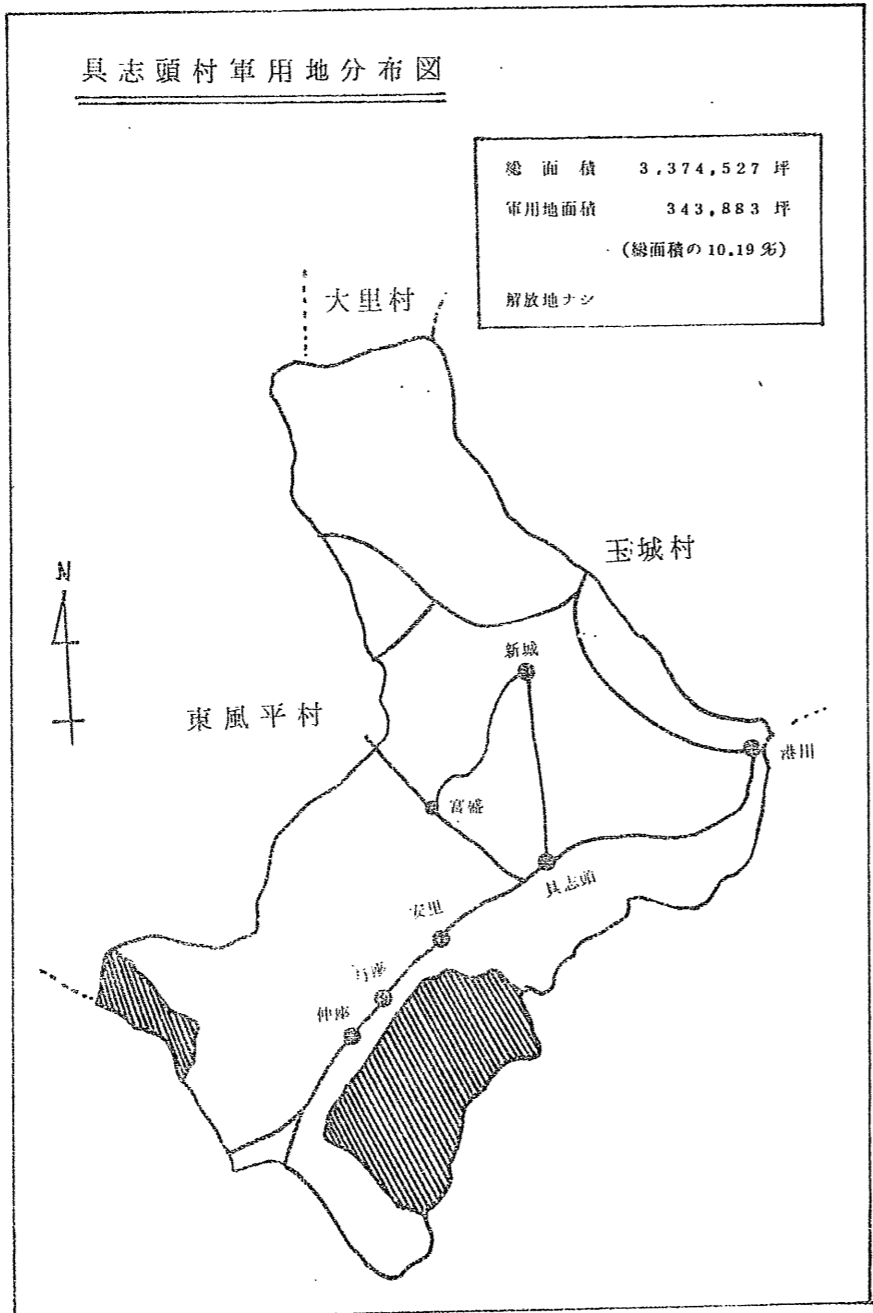
総面積	5,042,675 坪
軍用地面積	558,738 坪
	(総面積の 11.08%)
解放地ナシ	



具志頭村軍用地分布図

総面積 3,374,527 坪
 軍用地面積 343,883 坪
 (総面積の 10.19%)

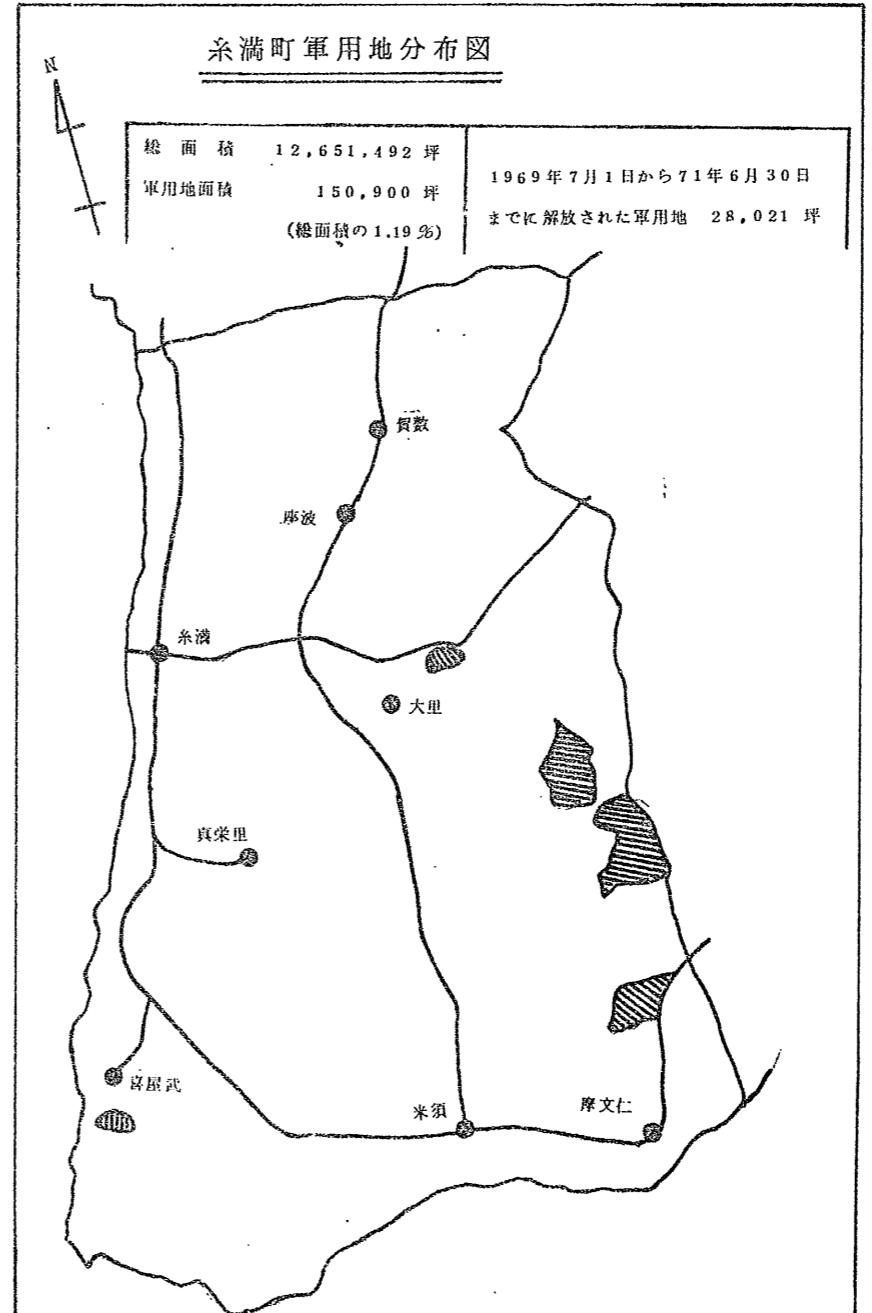
解放地ナシ



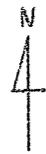
糸満町軍用地分布図

総面積 12,651,492 坪
 軍用地面積 150,900 坪
 (総面積の 1.19%)

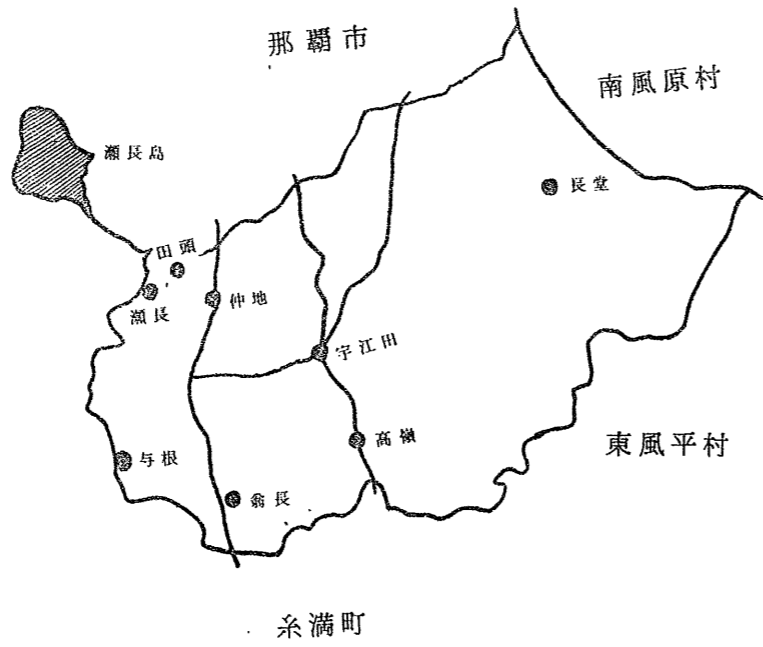
1969年7月1日から71年6月30日
 までに解放された軍用地 28,021 坪



豊見城村軍用地分布図

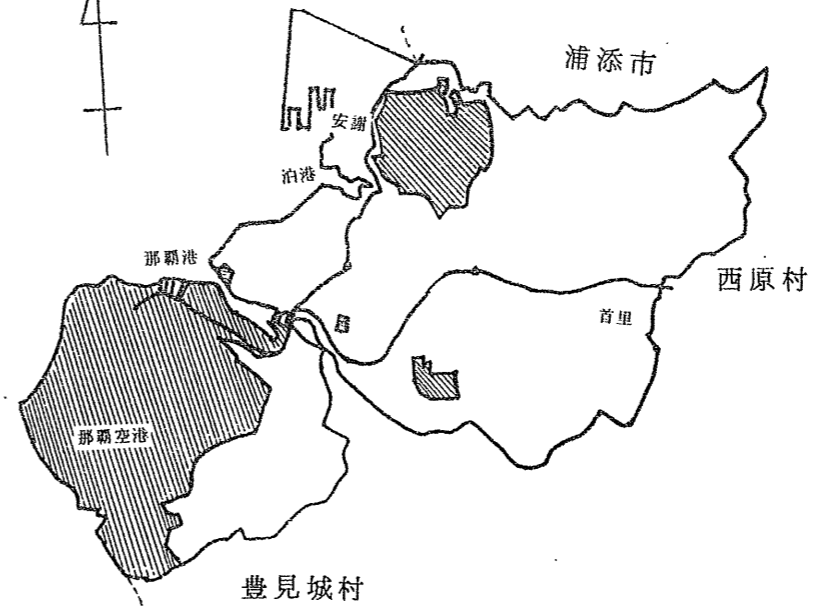


総面積	5,500,000 坪
軍用地面積	82,423 坪 (総面積の1.5%)
解放地ナシ	



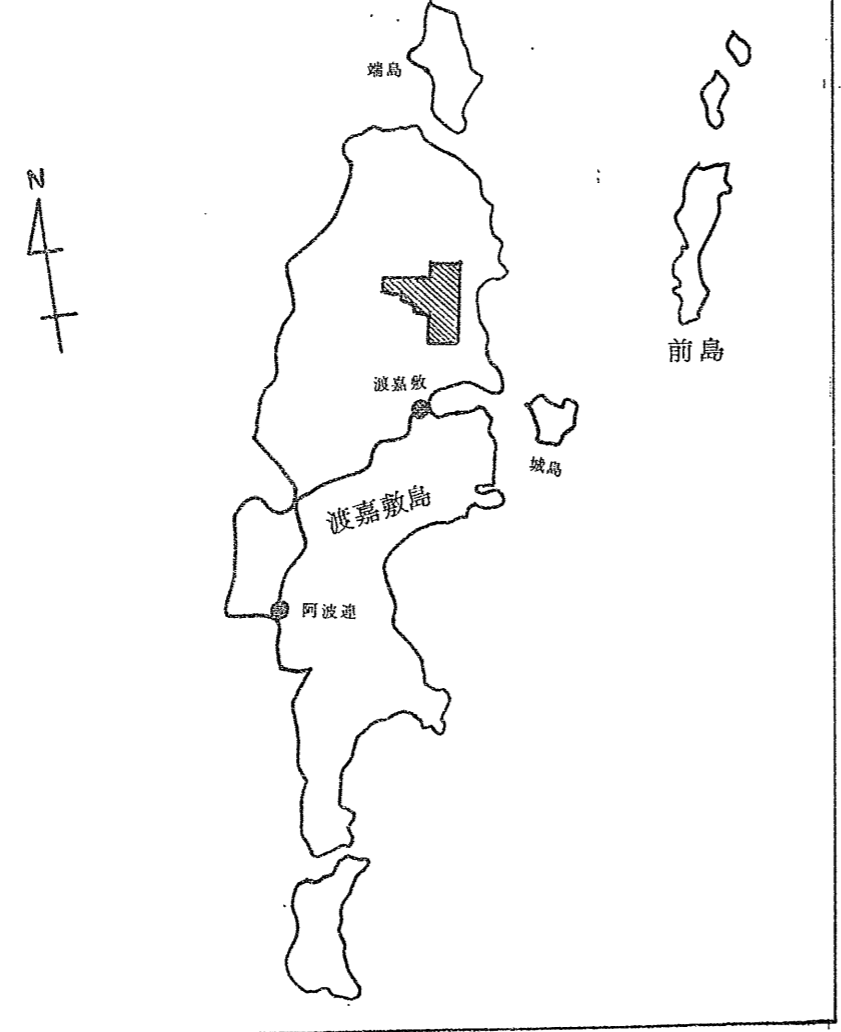
那覇市軍用地分布図

総面積	10,140,951.63 坪
軍用地面積	3,109,248.91 坪 (総面積の30.6%)
1969年7月1日から71年6月30日まで に解放された軍用地 1,431 坪 (畑4.1%、山林36.8%、宅地59.1%)	



渡嘉敷村軍用地分布図

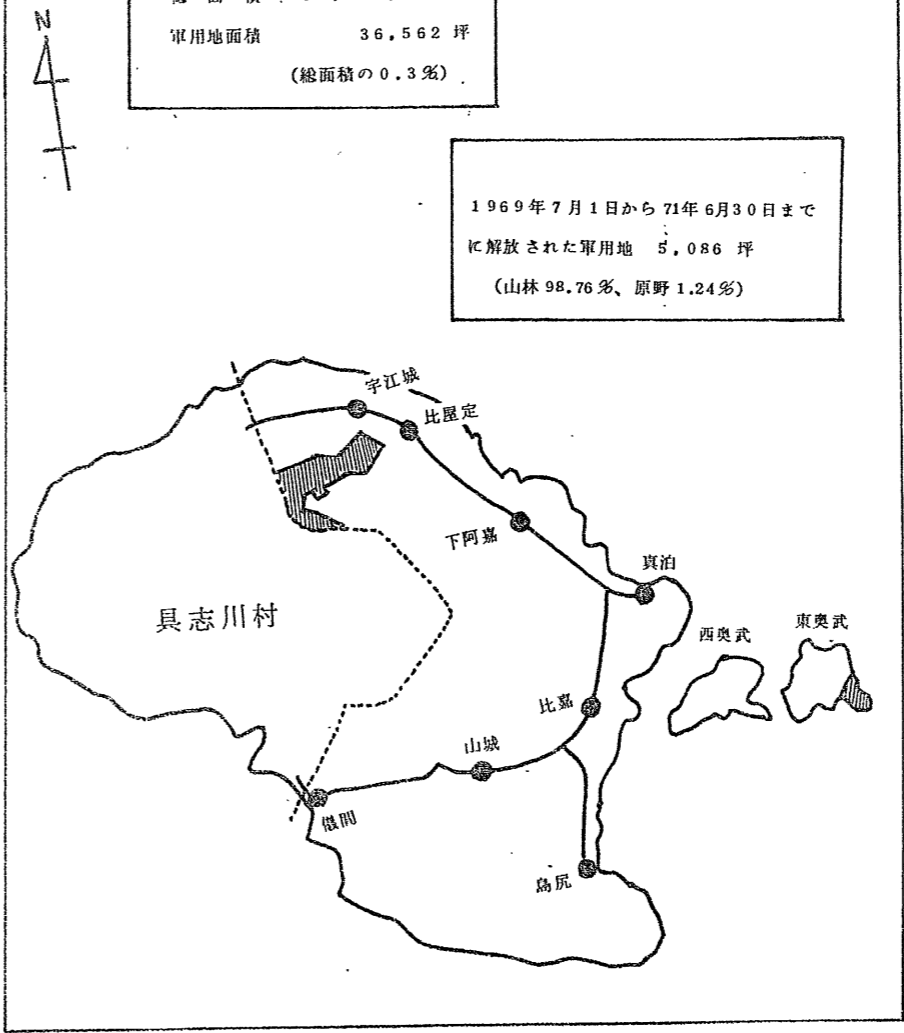
総面積 11,728,034 坪
 軍用地面積 113,377 坪
 (総面積の0.96%)
 解放地ナシ
 * 米軍が演習を行なう為の土地使用許可
 地域 = 前島 面積 701,079 坪



久米島仲里村軍用地分布図

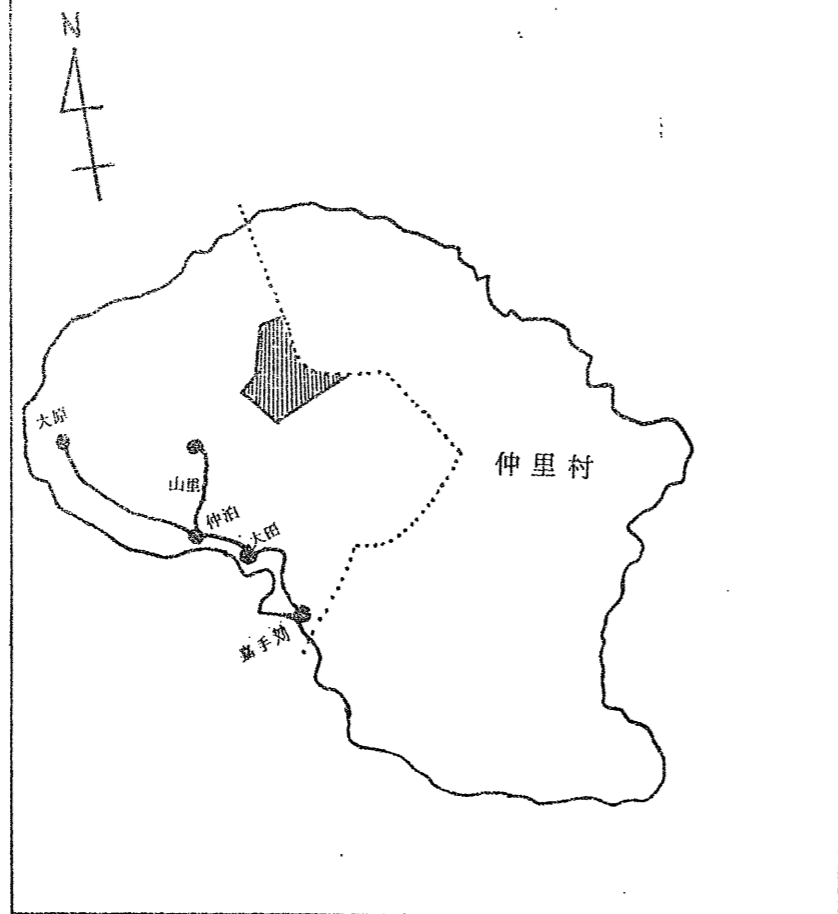
総面積 10,935,561 坪
 軍用地面積 36,562 坪
 (総面積の0.3%)

1969年7月1日から71年6月30日まで
 に解放された軍用地 5,086 坪
 (山林98.76%、原野1.24%)



久米島具志川村軍用地分布図

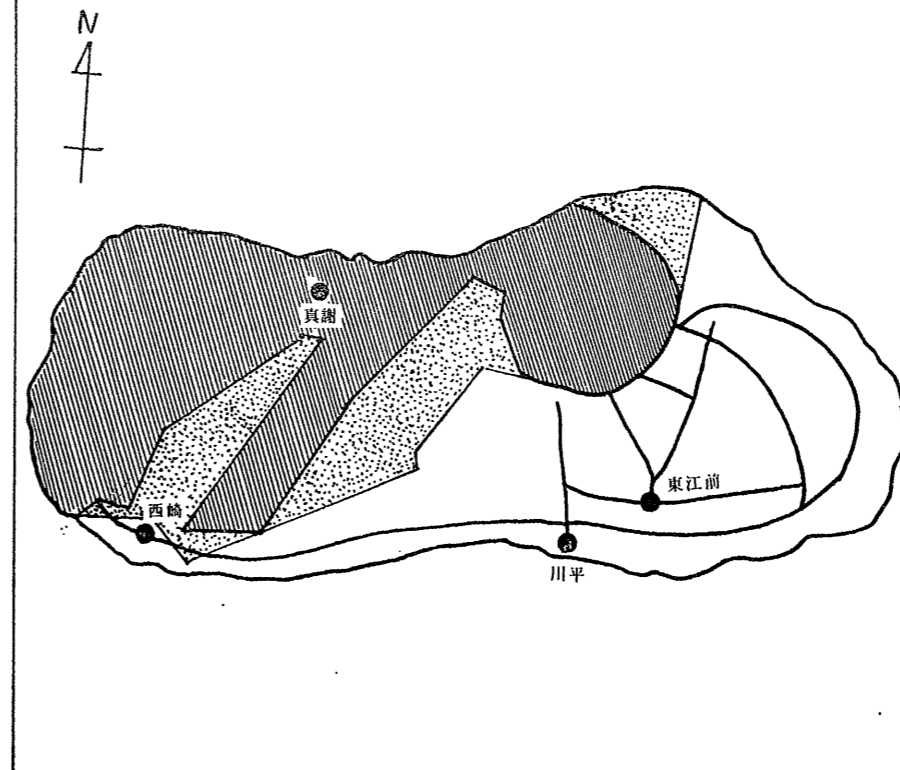
総面積 8,415,550 坪
 軍用地面積 46,095 坪
 (総面積の 0.55%)



伊江村軍用地分布図

総面積 6,600,000 坪
 軍用地面積 2,445,154 坪
 (総面積の 37%)

1969年7月1日から71年6月30日
 までに解放された軍用地 1,608,136 坪
 (畑 41.23%、山林 13.69%、原野 24.22%
 宅地 1.5%、その他 19.36%)



渡名喜村軍用地分布図

総面積	1,757,525 坪
軍用地面積	70,054 坪
(総面積の 3.99%)	



入砂島

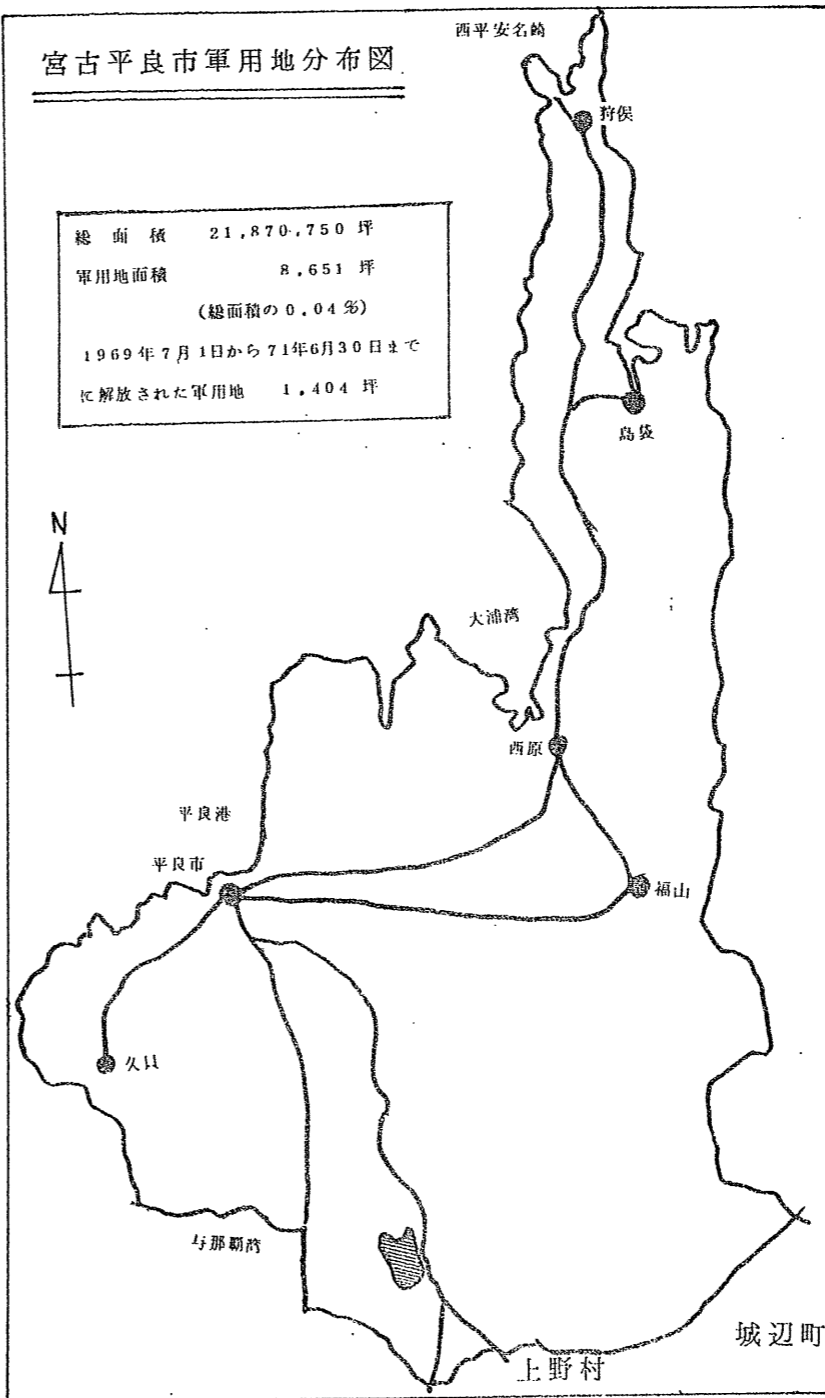


渡名喜

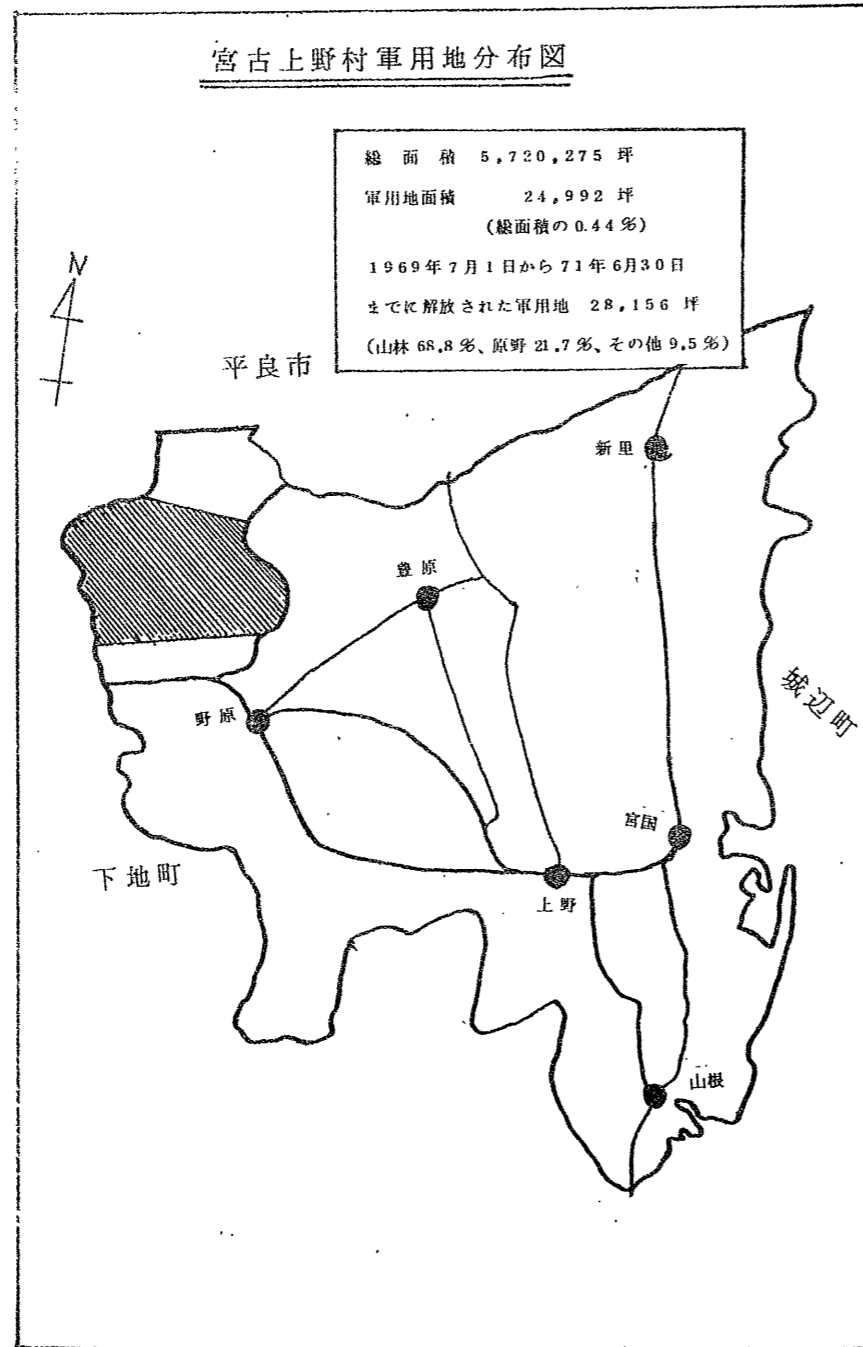


宮古平良市軍用地分布図

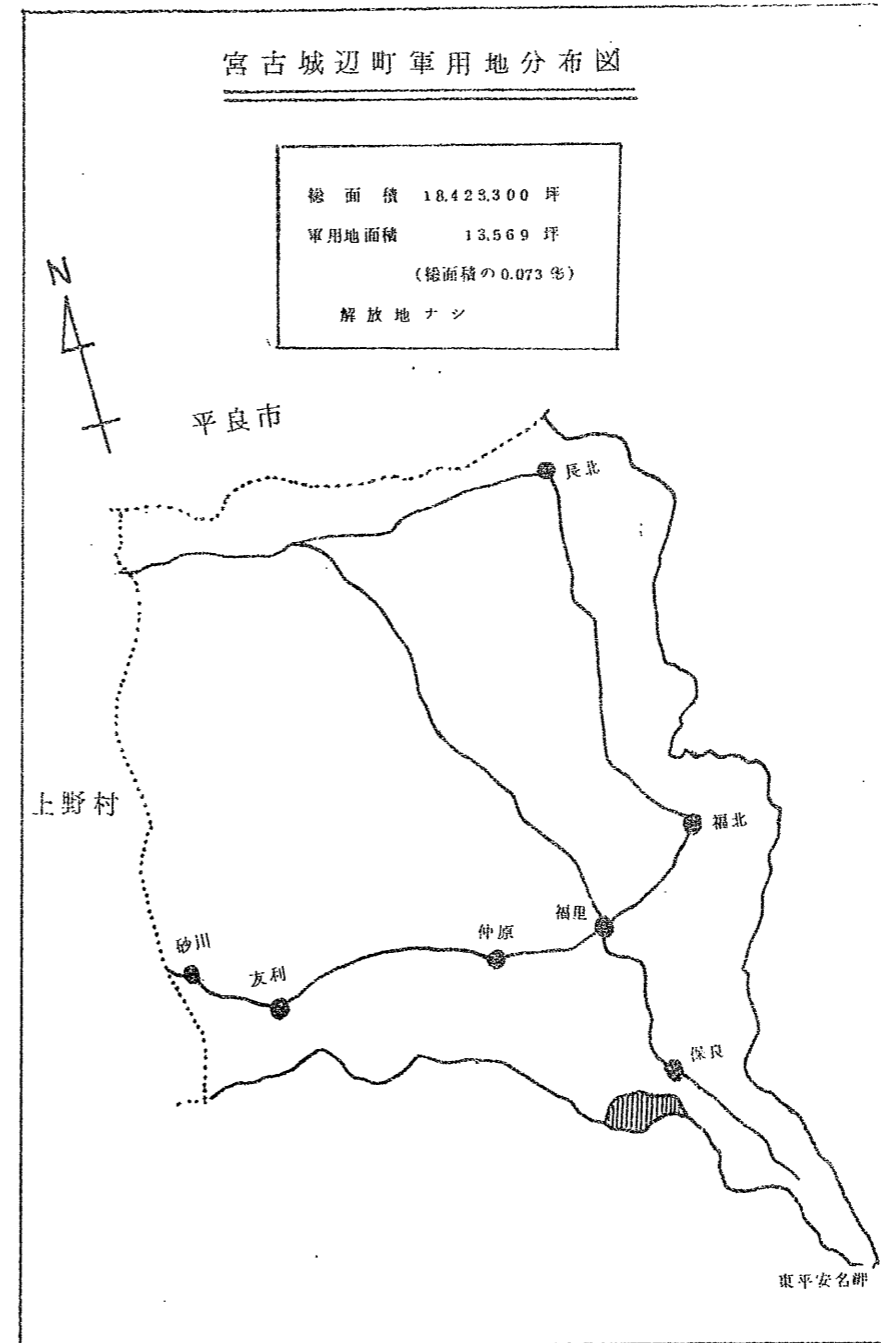
総面積	21,870,750 坪
軍用地面積	8,651 坪
(総面積の 0.04%)	
1969年7月1日から71年6月30日まで	
に解放された軍用地 1,404 坪	



宮古上野村軍用地分布図



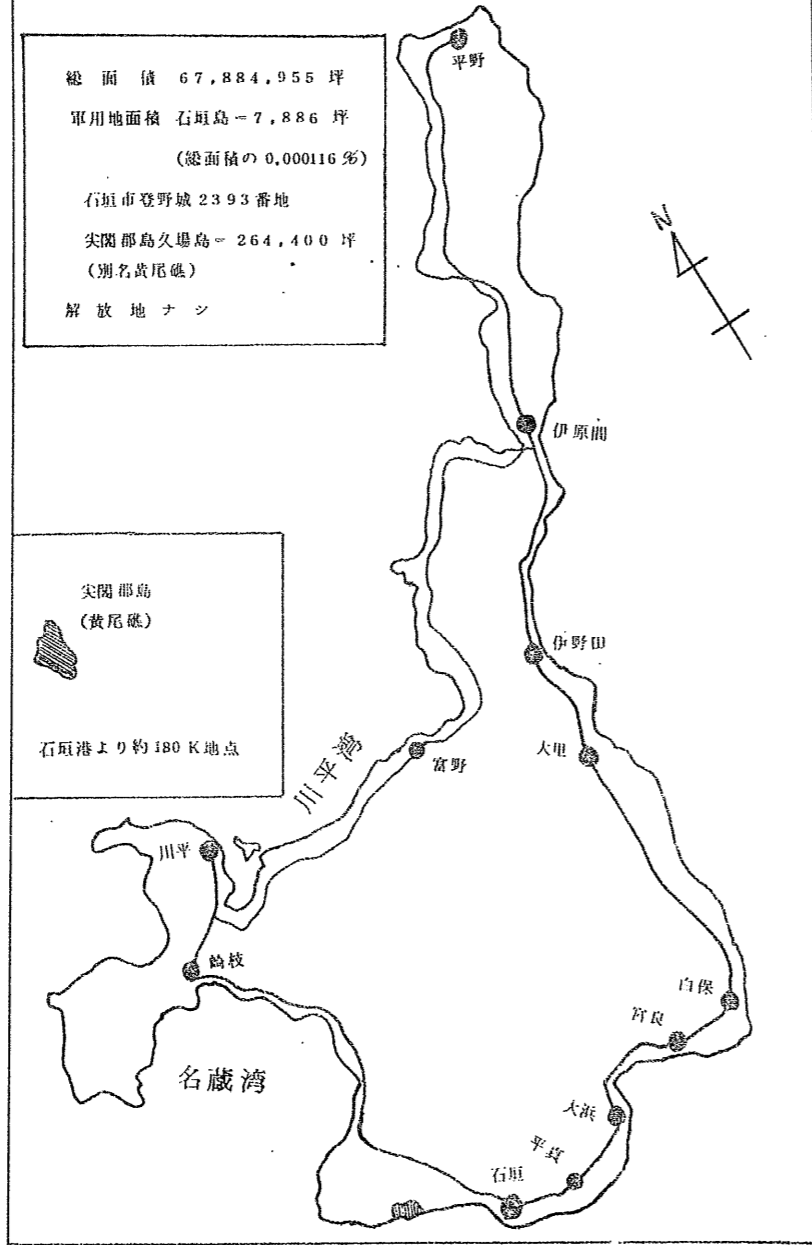
宮古城辺町軍用地分布図



石垣市軍用地分布図

総面積 67,884,955 坪
 軍用地面積 石垣島 = 7,886 坪
 (総面積の 0.000116%)
 石垣市登野城 2393 番地
 尖閣郡島久島 = 264,400 坪
 (別名黄尾礁)
 解放地 ナン

尖閣郡島
 (黄尾礁)
 石垣港より約 180 K 地点



沖縄における軍用地は、一九五九年二月十二日付で公布された高等弁務官布令二〇号「賃借権の取得につて」によって地主と行政主席が基本賃借契約を結び、行政主席はその契約に基づいて米合衆国と総括賃借契約を結ぶことになっている。それが行なわれた場合は、弁務官布令二〇号第二項の規定によって米國が一方的に収用宣告が出来るようになってくる。

軍用土地取得の権利としては、

「不定期賃借権」といって、一〇年、九年、八年、六年間という期間の土地料前払制度のもと、

「定期賃借権」といって五ヶ年契約もの、更に「米軍が演習を行なう為の土地使用許可」という方法があり、それらの権利によって結ばれる地主と米國の契約書の内容は別紙の通りとなっている。

布令20号に基づく
軍用地収用契約書の
内容 ⑤

琉球政府番号 _____

基本賃貸借契約書 (不定期賃借権)

この賃貸借契約は、1959年1月26日から施行された1959年2月12日付高等弁務官布令第20号「賃借権の取得について」の規定に従い、
_____ に居住する _____ (以下賃借人という)と琉球列島政府(以下琉球政府という)との間に締結され、次のとおり規定する。

1. 賃借人は、_____ (所有者又はその他の権利者)として、この契約書の末尾に表示された土地をここに琉球政府に賃貸する。
- 2 琉球政府は総括賃貸借契約の下に当該土地をアメリカ合衆国に転賃する権限を有する。総括賃貸借契約の終了は、それがこの契約書の末尾に表示された土地に関する限り、この契約の終了となる。
- 3 この契約の期間は1958年7月1日に始まり、不定期間又は上記第2項により終了するまで継続する。

4 (代替第1) 琉球政府はこの契約の締結に際して _____ 年 _____ 月 _____ から19 _____ 年6月30日までの借賃として米弗 _____ を賃借人に支払うものとし、その後の年間借賃として米弗 _____ を各年の7月1日に前払いすることができる。ただしアメリカ合衆国が契約終了予告書を送った財産に対する前払い借賃は、いかなる会計年度にあつても7月1日から契約終了の日までの期間についてのみ支払われるものとする。

新規に取得された土地の場合

この前払借賃には利息は付さない。

(代替第2) この契約による年間借賃は米弗 _____ である。賃借人は先に一括支払い金として米弗 _____ を受領したことを了承する。

なお賃借人はこの一括支払い金は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までの期間についての年間借賃の全額前払いとして受領したことを了承する。琉球政府は _____ 年 _____ 月 _____ 日に土地借賃安定法の再評価規定に基き当時の設定額で _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年6月30日までの期間についての借賃を支払い、その後の年間借賃は当時有効となつた設定額で各年の7月1日に前払いすることが出来る。

ただしアメリカ合衆国が契約終了予告書を送った財産に対する前払い借賃はいかなる会計年度にあつても7月1日から契約終了の日までの期間についてのみ支払われるものとする。この前払い借賃には利息は付さない。

(代替第3) この契約による年間借賃は米弗 _____ である。

賃借人は先に一括支払い金として米弗 _____ を受領したことを了承する。

賃借人はこの一括払い金を琉球政府に償還したので、琉球政府はこの契約の締結に際して19 _____ 年 _____ 月 _____ 日から19 _____ 年6月30日までの借賃として米弗 _____ を賃借人に支払うものとし、その後の年間借賃米弗 _____ を各年の7月1日に前払いすることができる。ただしアメリカ合衆国が契約終了予告書を送った財産に対する前払い借賃は、いかなる会計年度にあつても7月1日から契約終了の日までの期間について

布令一三四号に基づき限定付土地保有権の対価として地主が一旦受領したものが米側に返還されず、前払借賃と看做された場合(布令二〇号オ三項も参照)

布令一三四号に基づき限定付土地保有権の対価として地主が一旦受領したものを全額米側に返還した場合(布令二〇号オ三項も参照)

布令三三〇号に基づき、限定期土地保有権の対価として一括払い金を受領し、地主が、その後自分の土地を売却し、これを買い受けた者と琉球が布令三三〇号に基づき、現約した場合

のみ支払われるものとする。

(代替第4)この契約の両当事者は米弗_____の一括支払

いが当該財産の登記上の所有者で_____

に居住していた_____に対してなされたことをここに

了解し証明する。

従って両当事者は当該財産については_____年_____月_____日までは琉球政府

が借賃を支払う責務を有せず、かつこれを支払わないことを了承する。

_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までの期間

については琉球政府は土地借賃安定法の再評価規定に基づき当時の設定額で借

賃を賃貸人に支払うものとし、その後の年間借賃は当時有効となつた設定額

で各年の7月1日以前払いすることができる。

ただしアメリカ合衆国が契約終了予告書を発した財産に対する前払い借賃は、

いかなる会計年度にあつても7月1日から契約終了の日までの期間について

のみ支払われるものとする。この前払い借賃には利息は付さない。

5 借賃の前払いがなされた期間の満了前に賃貸借の解除がなされた場

合においては、琉球政府は賃借人に対していかなるすべての前払借賃も払戻

しの請求は行わないものとする。

6 合衆国政府はこの契約の期間中その希望により当該土地にいかなる

変更をも加え、かついかなる地上物件をも設置する権利を有する。これらの

地上物件はすべての合衆国政府の財産であり、合衆国政府はこの契約の期間

中これを撤去し又は処分することができる。

7 琉球政府はこの契約にかゝる土地の地上物件の買い上げについてはそれが賃貸人の所有物であるときは賃貸人に代つて折衝し、かつ契約する権限を有する。

8 原状回復請求権；琉球政府は、この契約の終了に際して、当該土地に損害があるときは、琉球政府がこゝに賃貸した土地をアメリカ合衆国に対し転貸をなすための総括賃貸借契約書の第8項の意図と目的に合致し、かつその範囲内をもって、これを原状に復し、または代りに損害補償を支払うべき責務を公正かつ適当に果すものとする。賃貸人は「原状回復請求書」を、この契約の終了する日の少くとも30日前に琉球政府に提出しなければならない。

9 この契約の目的は、当該土地に対してアメリカ合衆国が現在保有している賃貸権があれば同一の土地を含む琉球政府とアメリカ合衆国との総括賃貸借契約の締結によつて代替されるまで、該賃借権を継続させることにある。先に合衆国が占有していたために現存するいかなる原状回復請求権も、この契約が終了するまで継続する。

10 賃貸人は1963年1月1日までは何時でも1969年6月30日までの前払い借賃の追加支払を申請する権利を留保する。この申請は書面をもってし、各暦年の7月1日に効力を発するよう同年の1日1日前に琉球政府に提出しなければならない。賃貸人の前払い申請が認可されたときは、前払借賃の該当期間中のいかなる再評価もそれによる当該借賃の増減のいかんにかかわらず、この契約には影響しない。この前払い借賃には利息は付さない。

11. 再評価：この契約書中の他のいかなる規定にもかかわらず、この契約に明示された土地借賃安定法の再評価規定に基づいて改定されるまで有効とする。

12. 賃貸人がこの契約によるいかなる借賃をも受領する権利は賃貸人が別紙のとおり表示された土地を賃貸する権利の付帯条件として与えられるものである。

以上のことを証するため両当事者は頭書の日付をもってこの賃貸契約書を作成した。

賃貸人(氏名) _____

(住所) _____

琉球列島政府行政主席

署名者 _____

米軍が演習を行う為の土地使用許可証

(写)

年 月 日

琉球列島米国民政府法務局 土地課 御中

私 _____ は茲に關係地主に代り、又彼等の代表として、_____ 市町村内の _____ として知られている地域を米軍が演習地として _____ から _____ まで使用することに同意し許可する。

この演習地の総面積は _____ エーカーである。琉米合同土地会議に於て
同意されたる協定に従い許可制度によつて使用されたこれ等の土地の補償金はその会計年度末に支払義務を生ずる。演習地内にある総ての土地の地目及び等級は各市町村の山林一等と見做し、この地域の使用に対する補償の算定基準とする。補償金は下に示された通り実際に使用した日数に準じて支払われる。

一年間を通して実際に演習に使用された日数	補 償 金
一日より二十九日まで	山林一等地の年間賃貸料の 10 %
三十日より九十日まで	〃 20 %
九十一日より百八十日まで	〃 40 %
百八十一日以上	〃 60 %

この使用の直接の結果として何等かの損害を受けた場合にはこれに対して正当な賠償が認められるものと了解する。

署名 _____

捺 印

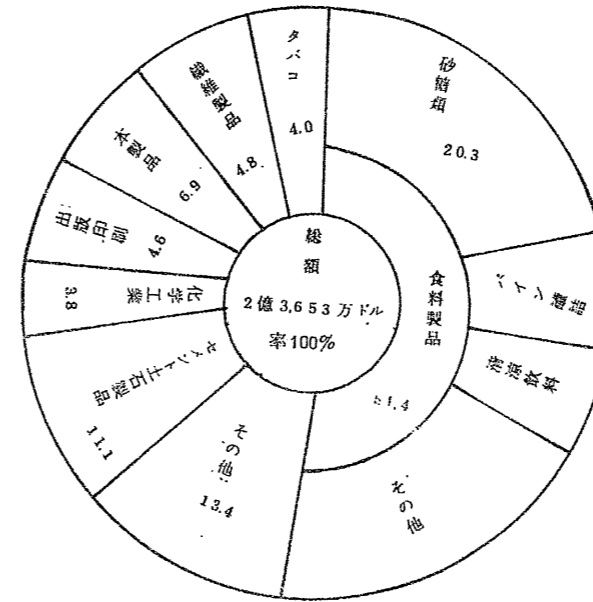
軍用地の地目別面積、賃貸料、比率

琉球政府法務局資料より

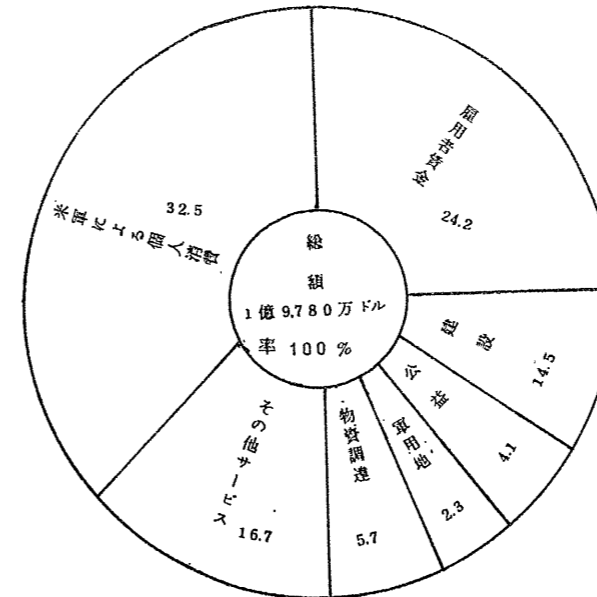
1971年4月1日現在

地目	面積 坪	賃貸料 ドル	全軍用地との比較 %
山林	28,223,930.08	866,646.89	46.52
畑	16,041,082.16	3,275,482.01	26.31
原野	5,303,022.40	248,377.27	8.74
非細分地	3,946,278.21	587,460.01	6.49
パント	2,552,835.46	2,115,997.89	4.18
田	1,718,744.01	386,030.01	2.72
宅地	1,608,746.16	1,688,618.19	2.53
溜池池沼	56,471.60	26,466.31	0.09
公用地	41,876.50	45,571.81	0.07
墓地	366,501.83	47,923.63	0.60
保安林	288,406.68	10,693.21	0.48
雑種地	72,324.32	59,683.49	0.12
特殊地	407,631.94	198,065.73	0.67
押所	30,080.00	4,400.68	0.05
掘とろ	3,832.85	344.80	0.01
公衆用道路	3,361.00	6,235.04	0.01
水道用地	723.06	106.04	0.001
合計	60,665,848.26	9,568,103.01	100 %

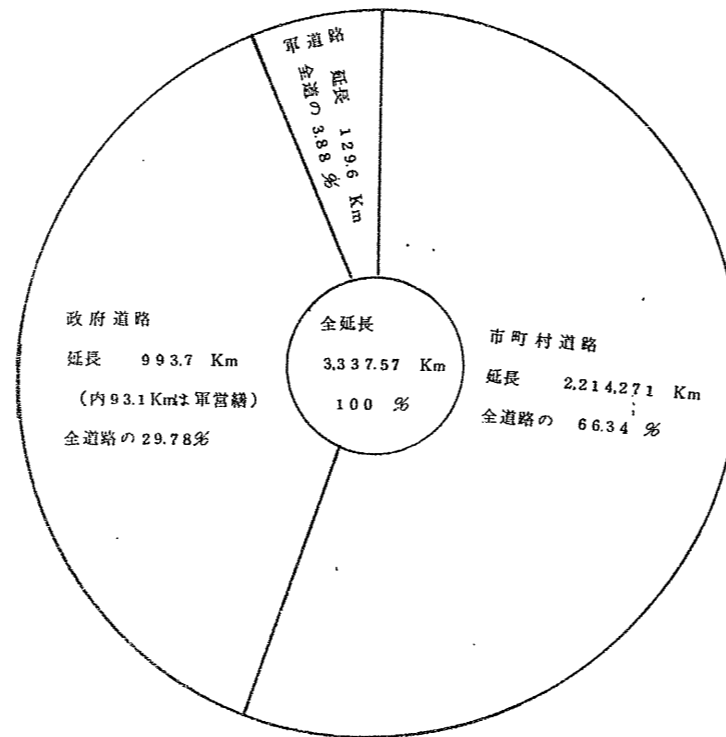
産業別生産額 (1968年)



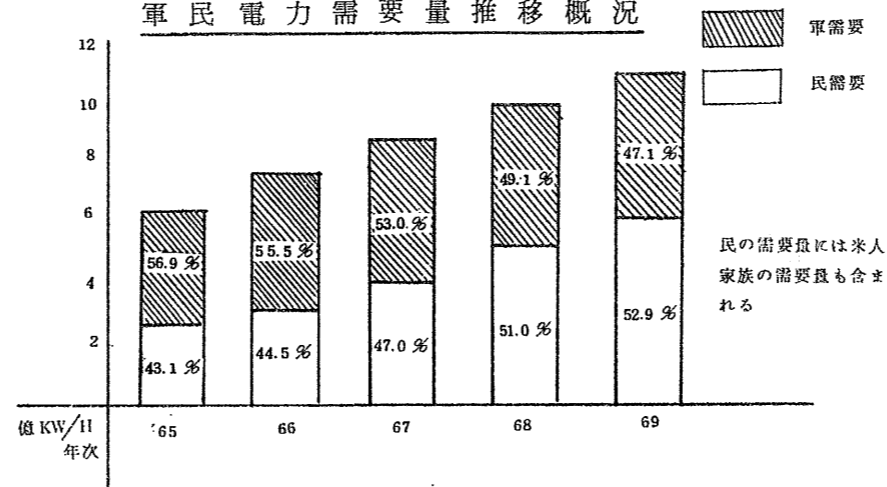
基地収入状況 (1968年)

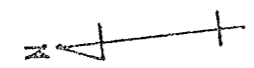
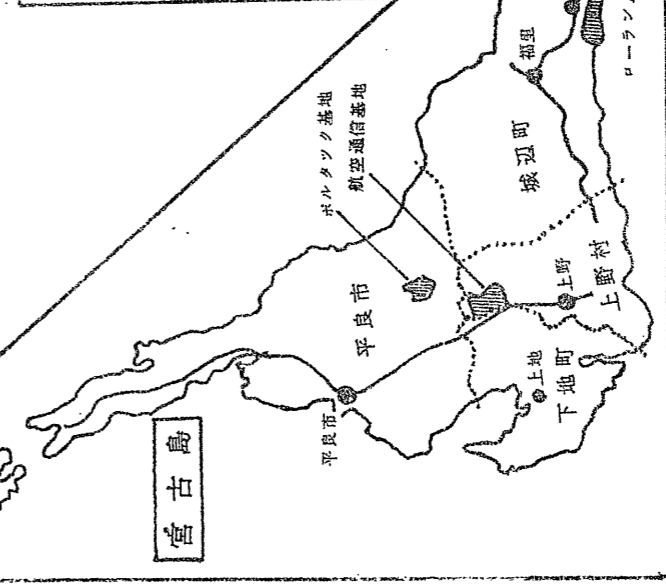
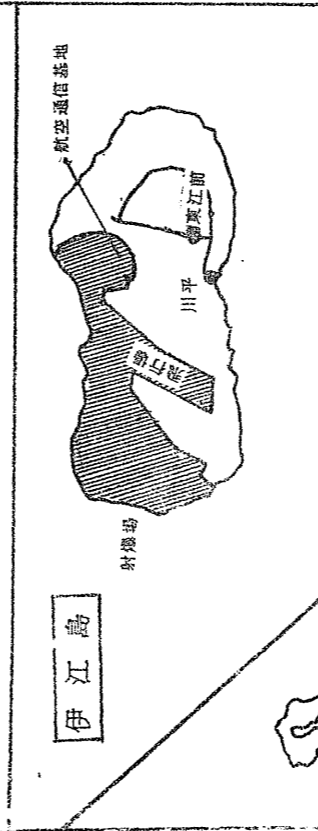
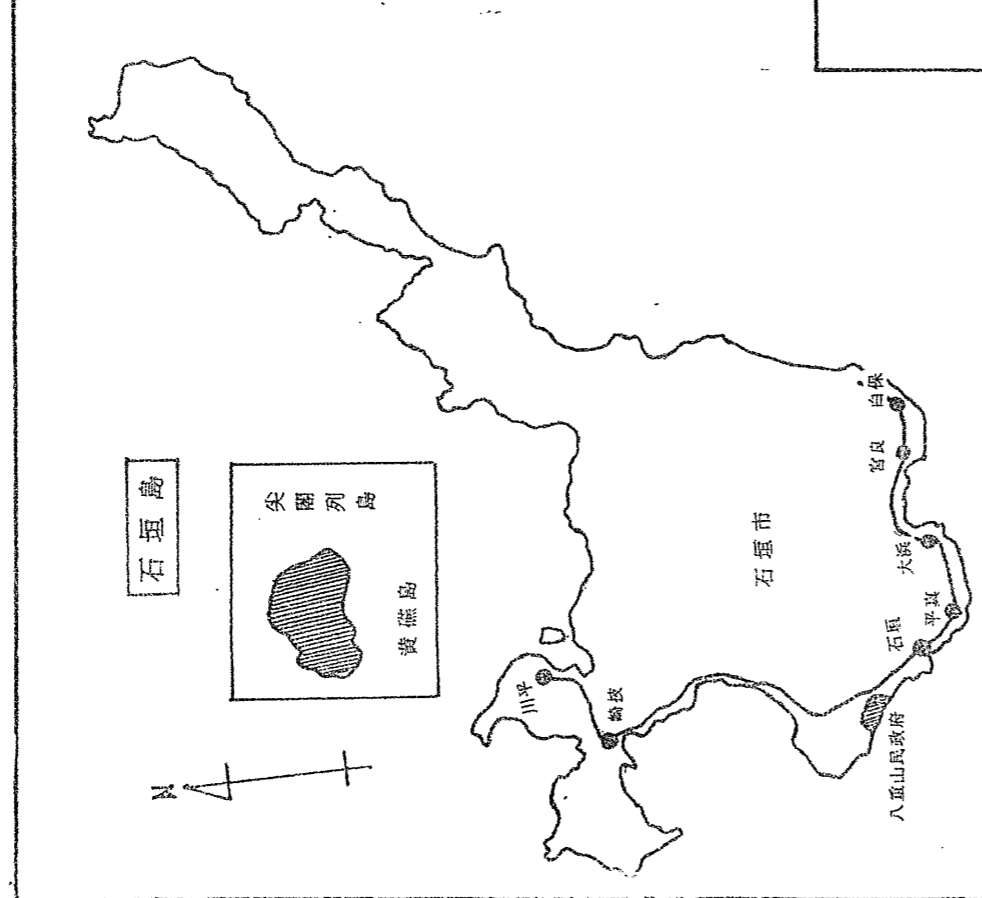
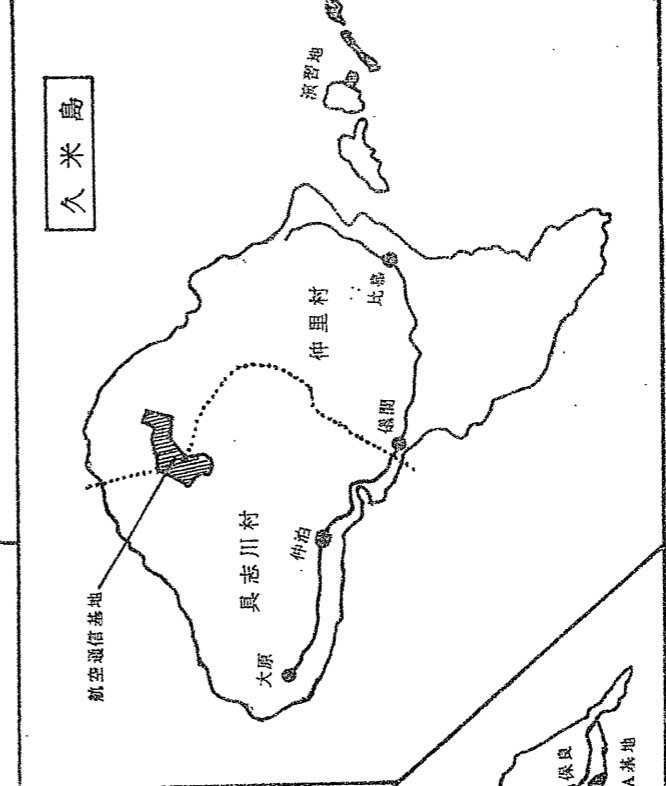
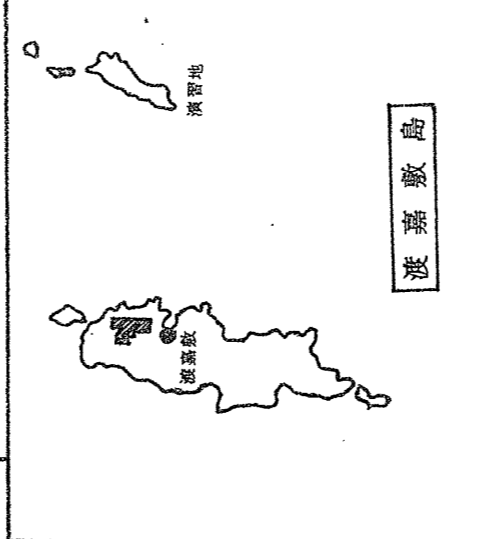
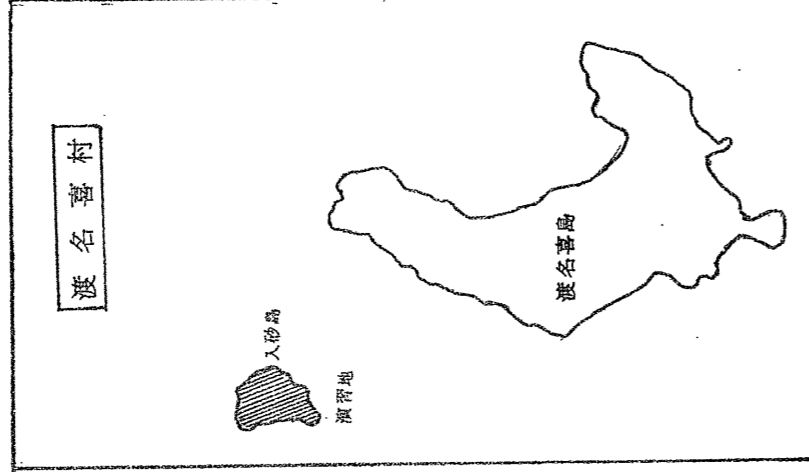


政府、市町村、軍道路延長の概況



軍民電力需要量推移概況





沖繩返還にともなう
 基地リストに軍用地でないものが軍用地として
 リストアップされている地域図（布令20号の手続を踏まないもの）

国頭村安波訓練所（リスト2）
 東村 川田訓練所（リスト3）
 名護市瀬嵩第1訓練所（リスト8）
 " " 第2訓練所（リスト129）
 " " 久志訓練所（リスト16）

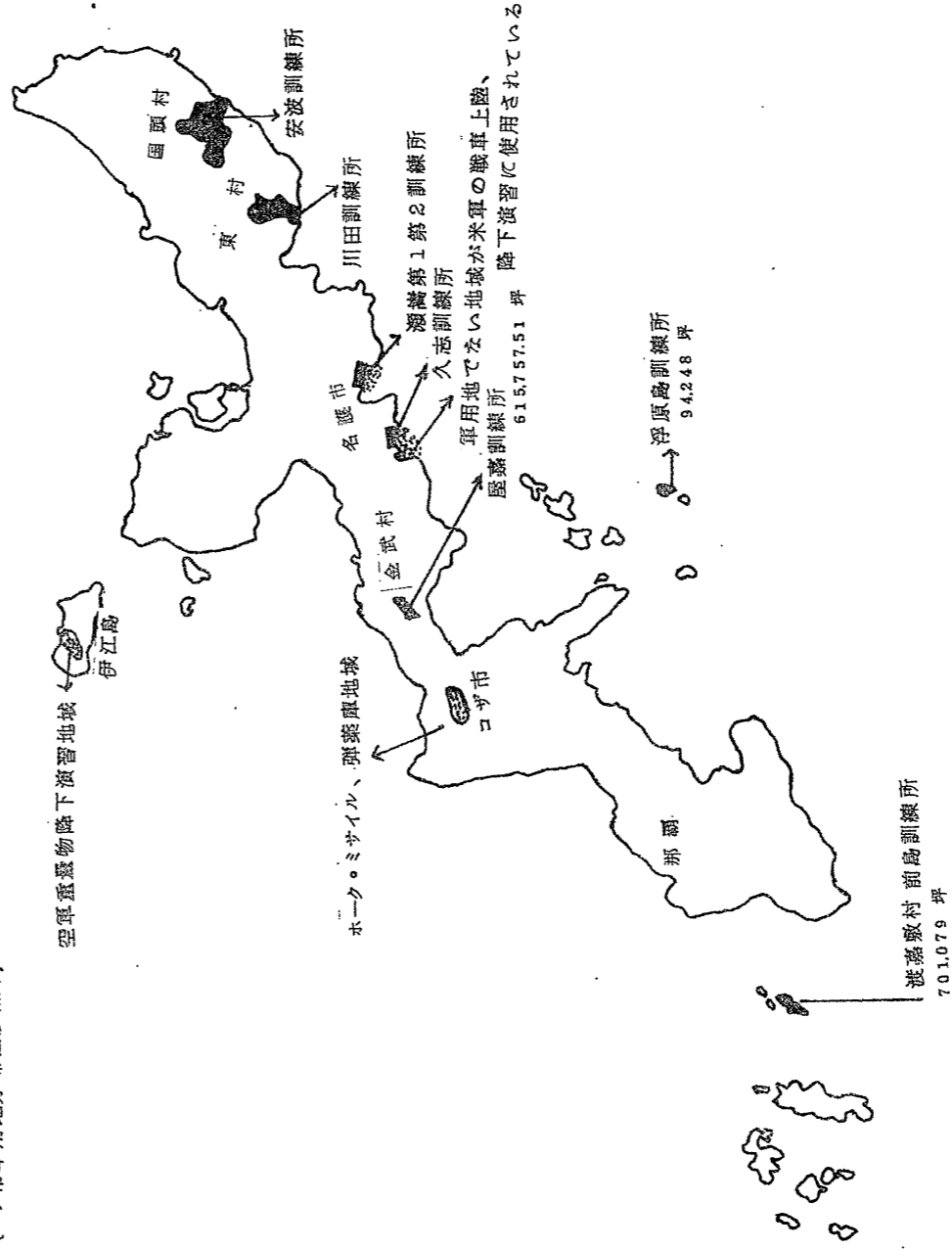
1971年1月1日以降契約
 拒否で不契約地域で現在民
 有地である

金武村 屋嘉訓練所（リスト20）
 勝連村 浮原島訓練所（リスト115）
 渡嘉敷村 前島訓練所（リスト117）

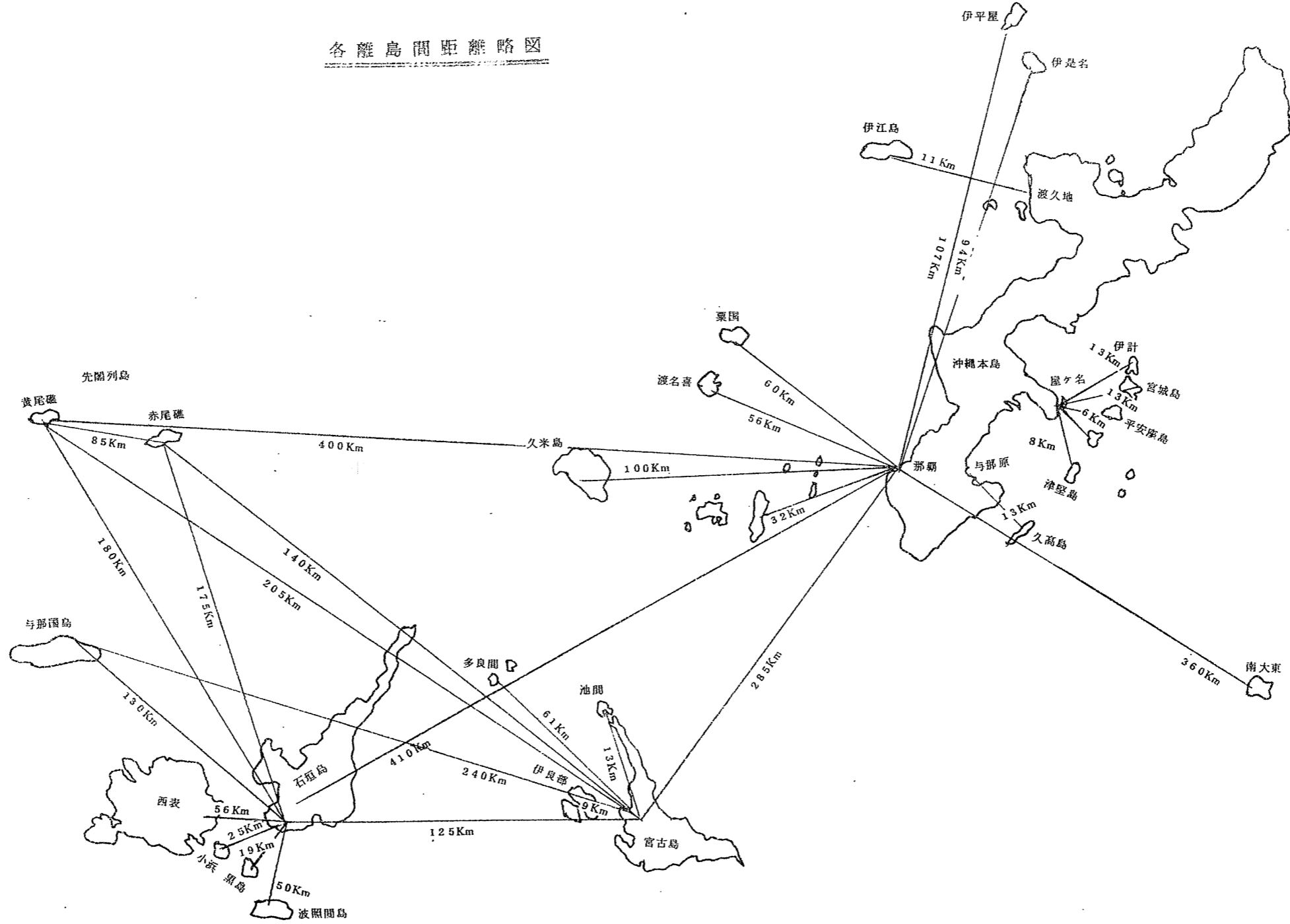
1971年7月1日以降も
 再契約を結んである

伊江村に約10万坪
 コザ市に約64,000坪
 (コザ市軍用地分佈図参照)

軍用地でない地域が米軍基地に近接し危険地域
 であるため戦後利用されておらず、危険保償や
 土地料も受けていない地域



各離島間距離略図



被爆26周年



被爆26周年原水爆禁止世界大会

沖繩大会 スローガン (案)

- 一、いかなる国の核兵器にも反対し、原水爆の完全禁止を実現しよう
- 一、沖縄から一切の軍事基地を撤去させ、沖縄を平和の要にしよう
- 一、自衛隊の沖縄配備に反対し、日本の軍国主義を粉砕しよう
- 一、日米共同による軍事優先の沖縄返還協定を粉砕し、反戦復帰をかちとろう
- 一、原爆被爆者を救援し、「被爆者援護法」を制定させよう
- 一、原爆被害の体験と実相を広く伝え、平和教育を徹底させよう

被爆26周年原水爆禁止世界大会

沖繩大会の意義

人類史上初の原爆が、一九四五年八月六日、そして九日に広島・長崎に投下され、瞬時にして幾十万の尊い生命を奪い傷つけ、地上一切の物を焼きつくしてしまった。

更に、一九五四年三月一日には、ビキニ環礁で初の水爆実験が行なわれ、その死の灰に見舞われた第五福丸の乗組員久保山愛吉さんがその犠牲になったことよって、日本は二度も原水爆による実体験をもつ被爆国となり、国民は世界どこの国民よりも原水爆のおそろしさと、その残酷性を身をもって教えられた。

その二回にわたる被害は大きく国民の原水爆禁止運動へと発展してきた。しかしながら核兵器をめぐる世界の情勢は、その運動をよそに、その量、質、運搬手段とも依然として開発競争が続けられ、今や二十六年前の原爆被害とは、違いの核体系をもつて、れわれの頭上に覆いかぶさってきています。

そのよりなきびしい情勢のなかで、アメリカの核基地として全世界の注目を集めている沖繩は、日米安保体制にともなう九二年返還によってその勢は大きく変わろうとしています。

それは、日本政府が強調し、大きく宣伝してきている「核ぬき」「本土並み」返還をよそに、その裏ですすめられている日米による、アジア核侵略体制の強化が沖繩を要石にして露骨にすすめられており、「核抜き返還」どころか「核付き、基地自由使用」なる返還がなされようとしています。

そのことは、去る六月十七日に開印された沖繩返還協定の内容でも明らかにより、米軍基地の機能強化と総統維持、自由使用を容認し、沖繩基地内で核とは関連のりすい、しかも安上り基地維持のために不必要となった一部

基地の返還を大々的に宣伝し、移基地として重視されてきた基地については、基も返還内容に含まれておらず、これらの基地の取扱いについて一言もふれていないことでも明らかであるといえます。

そのような内容をもつ返還は、日本の軍事政策でもつてひき起こされた戦争の敗戦によって、戦後から今日にいたる間県民の人権まで異民族に売り渡され、軍事を優先した植民地政策のなかで核兵器とともに生活し、ベトナム侵略戦争がはじまるや、その補給、出撃訓練基地として戦場同様の不安と犠牲を強いられ、ひたすら反戦平和と軍事基地の完全撤去を訴え続けてきた県民の要求する返還とは逆行するものであり、日本の核武装を前提とした県民無視の返還であるといえます。

一方沖繩返還をテコに大量の自衛隊（軍隊）を沖繩に配備し、日米共同によるアジア侵略の拠点と沖繩に求め、自衛隊の核武装の既成事実を沖繩でつくり、必然的に日本の核武装を完成しようとしていることも、米軍基地の肩代りとその買取り政策が明らかにされている以上、沖繩を要石とした自衛隊の核武装もかくすことが出来なくなり、沖繩返還によって本土の沖繩化とともに、自衛隊の海外派兵という日本政府にとつても軍事的な一大転機であるといえます。

また、それに加えて軍事と同一体系をもつ軍需産業の資本が多様多様な形態で沖繩の経済発展に名をかりて進出し、今や沖繩は軍事政策と、それに同系する資本によって県民生活から政治に至るまで軍事にぬりつぶされ、県民不在の県に仕立てられようとしており、沖繩をとりまく情勢はきびしく複雑であり、これを監視することは沖繩だけでなく、全国民の問題として重要な局面をむかえているといえます。

したがって沖繩問題を正しくふまえ、それを全国民ひいては全人類の問題としてとらえていくことは今後の運動の重要な課題であるといえます。

そのような意味からして、アメリカの核基地であり、やがて自衛隊の核基地と化していくこととする現地沖繩で原水爆禁止世界大会を本土の大会に先がけて開催することは、原水爆を禁止し、沖繩県民の人権を回復するとともに、

全國民ひいては全人類の破滅か、○れと○平和と繁栄を築いていくと○が出るかという、七〇年代運動の起点としての展覧を生み出し、それを拡大強化していくためにも沖縄の現実からして大きな意義があるものだと思います。

われわれは、その沖縄大会のもつ意義を十分認識し、沖縄を起点にした全世界の平和勢力を結集し、その閉結の上にたつた原水爆禁止運動を発展せしめねばならない、それがわれわれ一人ひとりに負わされた重要課題であり、今後の運動の中で積極的に生かしていかなばならないと思えます。

被爆26周年原水爆禁止世界大会 沖縄大会

月 日	時 間	行 動	場 所	人 員	備 考
7月20日 (火)	14:20 ----- 16:05 -----	大阪便 } 福岡便 } 本土代表来県 東京便 }	那覇空港着	大阪便約—116名 福岡便約—60名 東京便—若干名	バスで一時的宿舎へ
	18:00～20:00	被爆26周年原水爆禁止世界大会沖縄大会 開会総会	官公労共済会館ホール	約400名	
7月21日 (水)	9:30～17:00	南部・中北部基地視察		各県代表を除く全員	代表者会議参加者は会議終了後基地視察へ
	9:30～11:00	代表者会議	八汐荘ホール	各県代表と沖縄代表	
	18:00～20:00	基地撤去・自衛隊配備反対県民大会	状況に応じて設定する		本土代表は基地視察から直接参加する
7月22日 (木)	9:30～17:00	分散会	第一会場=八汐荘ホール 第二会場=教職員会ホール 第三会場=官公労共済会館 第四会場=琉生ビル小ホール		
	19:00～20:00	分散会のまとめ	八汐荘ホール	分散会議長と執行部	
7月23日 (金)	9:30～16:30	階層別集会	農漁民集会=八汐荘ホール 青年婦人集会=教職員会ホール 公労協集会=琉生ビル小ホール 労働組合集会=官公労共済会館ホール 被爆者集会=沖縄会館ホール		△農漁民集会=官公労(農林、水産支部)農漁民 △青年婦人集会=沖青協、婦連、県労協婦人部 △公労協集会=官公労、教職員会、自治労、全運労 △労働組合集会=県労協、私鉄、軍港湾労全軍労、港運労 △被爆者集会=被爆協、政府、医療機関看護学校
	19:00～21:00	被爆26周年原水爆禁止世界大会沖縄大会 閉会総会	官公労共済会館ホール	約400名	
7月24日 (土)		自由調査			
	12:10 15:30	本土代表福岡便で帰任 " 大阪便で帰任	那覇空港発		

被爆26周年原水爆禁止世界大会
沖縄大会 開会総会 日程

とき 一九七一年七月二〇日 一八時
ところ 官公労共済会館ホール

一、司会 (開会宣言・日程提案)……………伊差川新吉

二、全員合唱 (原爆ゆるすまじ)

三、全員黙とう

四、議長団選出
沖縄……………岸本忠三郎
本土……………

五、主催者あいさつ……………桃原用行

六、原水禁代表あいさつ
行政主席 屋良朝苗

七、来賓あいさつ
那覇市長 平良良松

八、基調提案……………
沖縄キリスト教短期大学学長 平良修

九、スローガン採択……………
原水禁代表委員 森滝市郎

一〇、決意表明……………
社大党代表

……………
社会党代表

……………
労働者代表

……………
本土代表

十一、休会宣言

被爆26周年原水爆禁止世界大会
沖繩大会 役員割当表 (沖繩側)

月日	行 動	役 職	氏 名	所 属
七月二〇日	開 会 総 会	沖繩大会長 沖繩大会事務局長 " 運営委員	桃 原 用 行 東 清 良 常任理事が当る	自治労委員長 原水協
七月二一日	代表者会議 県民大会	議 長 運営委員長	岸本忠三郎 桃 原 用 行 田 場 盛 徳	教職員会
七月二二日	分 散 会	議 長 運営委員 （第一会場） （第二会場） （第三会場） （第四会場）	中 根 章 花 城 健 治 上 里 幸 正 久 部 良 英 夫 当 山 哲 男 金 城 信 光 東 若 実 秋 伊 差 川 新 吉	社 会 党 教 職 員 会 官 公 労 自 治 労
七月二三日	階 層 別 集 会	議 長 運営委員 （第一会場） （第二会場） （第三会場） （第四会場） （第五会場）	瑞慶覧長方 与那嶺 勇 亀 甲 康 吉 大 田 守 昭 東 江 次 郎	社 大 党 沖 青 協 全 通 労 県 労 協 被 爆 協
七月二三日	閉 会 総 会	議 長	渡久山幹雄 田 場 盛 順 垣 花 広 光 玉 城 徳 三 金 城 秀 一	社 大 党 沖 青 協 全 通 労 私 鉄 沖 繩 被 爆 協
七月二二日	基地視察	添乗員(案内)	岸本忠三郎	自治労委員長

被爆26周年原水爆禁止世界大会

動員割当表

団体名	開会・閉会総会 会場名	動員数 (各会場)	分散会 会場名	動員数 (各会場)	階層別集會 会場名	動員数 (各会場)
教職員会	官公労共済 会館ホール	六〇名	四会場	一〇名	第三会場	八名
官公労		四〇名		六名	"	三名
全通労		三〇名		五名	"	二名
自治労		二〇名		四名	第四会場	二名
私鉄沖繩		一五名		二名	"	二名
軍港湾労		一〇名		二名	"	二名
港運労		一〇名		二名	第二会場	八名
沖青協		一〇名		二名	第一会場	二名
社大党		八名		二名	"	二名
社会党		八名		二名	第二会場	六名
婦連		五名		一名	第四会場	一名
タイムス労		三名		一名	"	一名
新報労		三名		一名	"	一名
ラジオ沖繩労		三名		一名	第五会場	一名
P T A 連		二名		一名	"	一名
道族会		二名		一名	第一会場	二名
町村会		二名		一名	"	二名
議長会		二名		一名	"	二名
被爆協		五名		一名	第二会場	一五名
琉大学生会		五名		一名	第四会場	一名
全書記労		二名		一名	"	一名
県労協		五名		二名	"	二名
全軍労		五名		二名	"	二名
計		二五五名		六二名	"	七三名

但し、階層別集會の第一、第二、第五会場に割当てられていない団体でも各会場に割当動員以外に最底一人以上は参加させて下さい。

分散会

- 第一会場 (八汐荘ホール)
- 第二会場 (教職員会ホール)
- 第三会場 (官公労共済会館ホール)
- 第四会場 (琉生ビル小ホール)

階層別集會

- 第一会場 (農漁民集會) (八汐荘ホール)
- 第二会場 (青年婦人問題) (教職員会ホール)
- 第三会場 (公労協集會) (琉生ビル小ホール)
- 第四会場 (労働組合集會) (官公労共済会館ホール)
- 第五会場 (被爆者集會) (沖繩会館ホール)

△七月二一日の県民大会は各団体とも最大動員

被爆26周年原爆禁止世界大会
沖繩大会 閉会総会日程 (案)

とき 一九七一年七月二三日 午後九時
ところ 官公労共済会館ホール

- 一、司会 伊差川新吉
- 二、海外代表あいさつ
- 三、分散会報告 加藤重行
- 四、階層別集会報告 各会場議長
- 五、沖繩アピール並びに決議採択
- 六、全員合唱 (がんばろう)
- 七、閉会宣言

基地撤去・衛隊の沖繩配備反対市民大会日程

とき 一九七一年七月二十一日 (水) 午後六時
ところ 状況に応じて設定

司会者

- 一、開会あいさつ
- 二、歌「原爆ゆるすまじ」
- 三、大会長あいさつ
- 四、来賓あいさつ
- 五、議長団選出
- 六、決意表明
- 七、宣言、決議採択
- 八、歌「がんばろう」
- 九、がんばろう三唱
- 〇、閉会宣言

分散会のち方について

被爆26周年原水爆禁止世界大会の基調に基づいて討論を行なう。
 本土代表、沖縄側参加者を含めて四会場に分散し、各会場毎に運営員（本土二、沖縄二）を選出して運営に当り、運営委員は開会と内容説明を若干行ない、議長団を選出して議事の進行に当る。
 議長は、各会場とも本土一人、沖縄一人として分散会終了後はそれぞれの討論内容をもち合つて分散会のまとめを行ない沖縄大会閉会総会においてその報告を行なう。

階層別集会のち方について

集会の運営は、分散会と同じ要領で行ないますが、各階層別はその討論内容が異つてゐるため、参加する人びともそれぞれの分野から具体的な提起討論がなされるものと思われる。
 各会場の議長はそれぞれ提起された問題点や討論内容をまとめ、沖縄大会閉会総会において各会場別のまとめを報告する。

会場案

会場名	取次電話番号
官公労共済会館ホール	(55) 二四一〇〇 直通
教育会館ホール	(52) 七九四二 直通
八沙荘	(52) 一一九一(代)取次
琉生ビル小ホール	(34) 一一二五(代)取次
沖縄会館ホール	(68) 五四七七 直通

宿泊所一覧

宿泊所名	電話番号	収容人員
八沙荘	(33) 一一九一	七〇名
日本ホテル	(34) 一一六一	五〇名
桂荘	(33) 二七八七	三〇名
浮島ホテル	(32) 一八八一	三〇名
計		一八〇名

各 団 体 一 覧

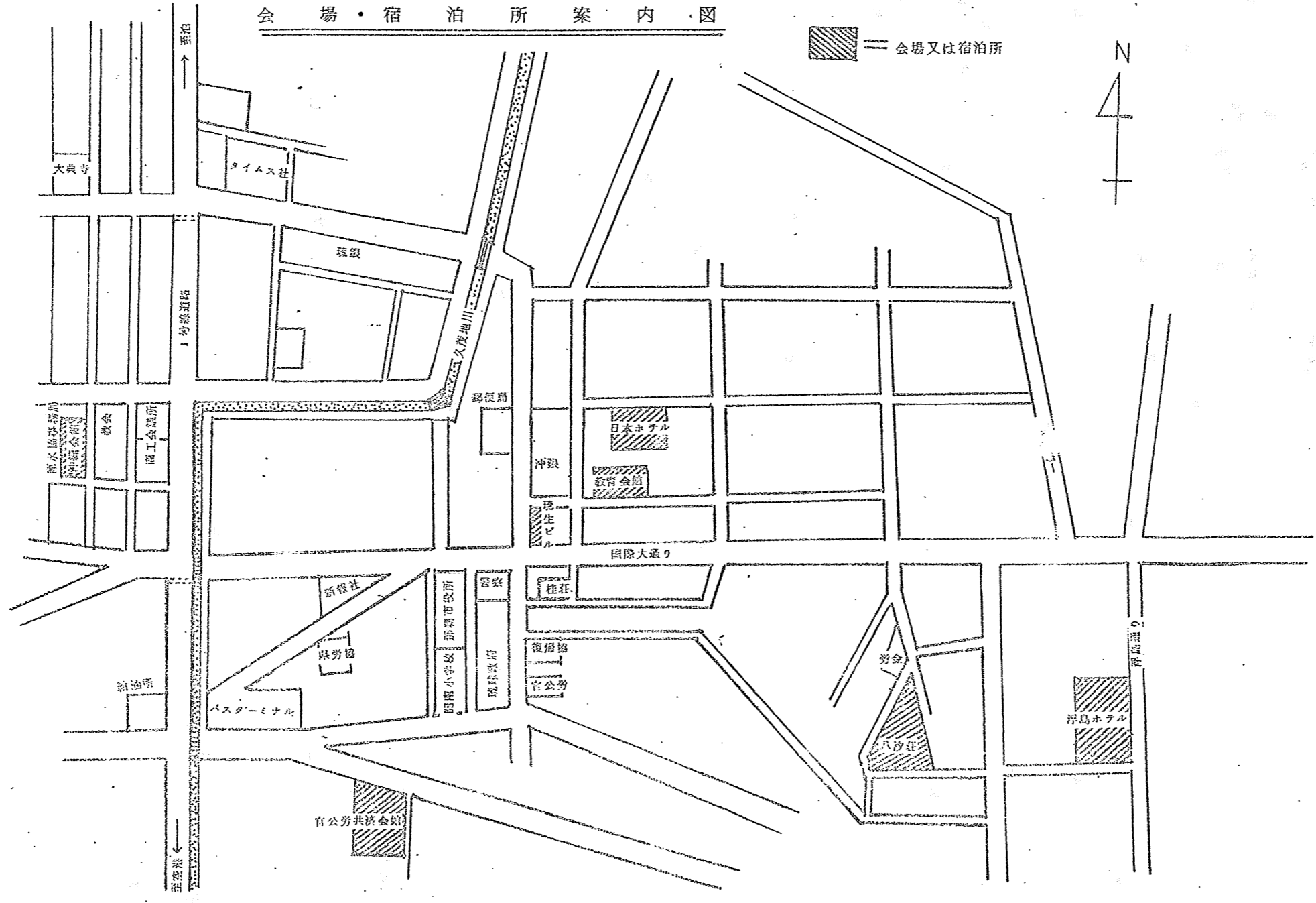
団 体 名	住 所	電 話 番 号
沖繩教職員会	那覇市松尾一八三〇の一	(三三) 〇一六一
沖繩官公庁労働組合	" 二中前六〇の一	(三三) 二四一四
沖繩全通信労働組合	" 久茂地町一の一〇	(三三) 五七八三
自治労沖繩県本部	" 下泉町二の一〇市役所内	(三三) 〇二三〇
私鉄総連沖繩県労働組合連合会	" 下泉町二の三六	(五五) 七一五
全沖繩港湾運輸労働組合	" 西本町四の三	(六八) 三九七八
沖繩県青年団協議会	" 久米町一の三一沖繩会館内	(六八) 一七五六
軍港湾労働組合	" 山下町二の三六	(三三) 一九八二
沖繩社会大衆党本部	" 上泉上一の八	(三三) 三七七五
日本社会党沖繩県本部	" 旭町三四官公労共済会館内	(五五) 二四〇二
沖繩婦人連合会	" 大道一七二	(三二) 四三七九
沖繩PTA連合会	" 牧志町一の一〇八	(三三) 三五八二
沖繩遺族連合会	" 壺川七九二 ころしお会館	(三二) 一六九六

各 団 体 一 覧

団 体 名	住 所	電 話 番 号
琉大学生会	" 首里当の蔵 琉大内	(三四) 〇一〇一
沖繩町村議会	" 久米町一の一〇三一沖繩会館内	(六八) 五九一五
沖繩県町村議会議長会	" 久米町一の一〇五二土地連会館	(六八) 七九五七
琉球新報労働組合	" 久茂地町一の一〇五一	(三三) 三一一一
ラジオ沖繩労働組合	" 下泉町二の八	(三三) 一一三一
全書記労働組合	" 泉町三の二二二	(三二) 三二七六
沖繩県原爆被爆者協議会	" 下泉町二の三六 県労協内	(三三) 三三五七
沖繩県労働組合協議会	" 久米町一の一〇三一原水協内	(六八) 七八三六
全沖繩軍労働組合	那覇市 下泉町二の三六	(三三) 三三五七
沖繩県祖国復帰協議会	" 旭町三四 官公労共済会館内	(三二) 五五八七
沖繩県祖国復帰協議会	" 松尾一八二	

会場・宿泊所案内図

■ = 会場又は宿泊所



大政事外外儀官
 務務典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀儀人電厚計
 文会営給

調査長
 領移長
 参企析調
 参領旅査移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近ア長経
 参書近ア
 次総経国資
 参質統国
 参政技一理
 国企二
 参参協規
 長国 参政経科
 参道内外
 長情長文
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 58219 主管
 71年 11月 09日 17時 00分 沖 縄 発着
 71年 11月 09日 17時 04分 本 省 着
 外務大臣殿 高 瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ヘロニ基地の核兵器撤去要求決議案

第1148号 平

1. 9日付りゆうきゆう新報(朝刊)は8日名護市議会が革新派議員から提出された「ヘロニ基地の核兵器撤去を要求する決議案」を賛成10反対13で否決した旨報じている。

2. 当方より名護市議会に確かめたところ、同決議案の要旨次の通り。

「最近の国会審議において野党議員からヘロニ基地に核兵器がちま蔵されていることが明らかにされ、極秘とされていた同地域の地図が公表された。これに対し本土政府は核ぬき返かんは日米間で約束されているとくり返すのみで、基地の点検要求を取り上げようとしない。同基地に沿って走る13号線では自動車の一時停止が禁止され、金あみの中には一般のおきなわ人が立入ることも許されない。同基地の中で実際に働くおきなわ人に対しては米兵が常時じゆうをかまえて警戒していると言われる。これらのことから推して同基地の中には核兵器がちま蔵されている

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

と推測せざるを得ない。本土政府は、おきなわ住民の生命の安全を守るため、ヘロニ基地を点検し、米国をして早急に核兵器を撤去せしめるよう要求する。〈総理、貴大臣、衆参両院議長あて〉

3. なお、表決結果の内訳は公明10、人民10、社大2、革新系無所属6が賛成、自民10、保守系無所属3が反対、自民党等の反対理由は、核の存在を単に推測だけで決めてしまうのは早計であり、事実を更に正確に確認しうるまではこの種の決議を行なうべきではないとの趣旨であった由。

〈了〉

外務省

空

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
米長 参北北保
中南番
欧 参西東洋
長 西東

近ア長
経 参書近ア
次総経国資源

長 参貿統国
経協長 参政技一理
多 国企二

長 参参協規
国 参政経科

長 軍社專
参道内外
文長 一二

総番号(TA) 62130 主管
71年11月27日 12時55分 非 総 発 本
71年11月27日 13時01分 本 省 着 北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

原水協(社党系)の基地調査

第1217号 略 至急

26日原水協東局長が内話するところによれば、24日本
土から「能勢を守る会(ナイキ基地をオオサカ府能勢ま
ち設置することに反対する会)」の代表/2名が来ちゆう
し、次の日程で東局長はじめ原水協の案内で基地調査中
である。(関連資料別途空送)

1. 25日。 ナイキ・ホークの全施設、ヘノコ、南部、
チバナ弾やくこ、カテナ基地等を外部から主として車で視
察した。

2. 26日。 (1) オンナ、ヨミタンのナイキ基地の視
察及びひ害状況ちよう取。(2) イエ島に渡り村民とこん
談。

3. 27日。 (1) イエ島射爆場の視察。(2) 中頭地
区教職員組合とこん談。

4. 28日。 ナハ空港発。

(了)

(字 23 15:30)

外務省